



29高都計第514号

平成29年12月1日

高知県都市計画審議会会長様

高知県知事



東部圏域（東洋・室戸・安芸）都市計画区域マスタープランの改定について

のことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に諮問します。



東部圏域都市計画区域マスタープラン

東洋都市計画区域、室戸都市計画区域、安芸都市計画区域



(案)

平成 29 年 12 月

高知県 土木部 都市計画課



目 次

はじめに	1
(1) 圏域都市計画区域マスタープランとは	1
(2) 見直しの背景	2
(3) 計画の基本的事項	2
(4) 圏域の設定	3
1) 圏域の設定理由	3
2) 圏域に所在する都市計画区域	6
1 圏域の現状・見通しと課題	7
(1) 圏域の現状・見通し	7
(2) 圏域の課題	17
1) 圏域全体の課題	17
2) 都市計画区域の課題	19
3) 都市計画区域指定の範囲について	25
2 都市計画の目標	28
(1) 基本的事項	28
1) 目標年次	28
2) 将来フレーム	28
(2) まちづくりの基本理念	29
(3) まちづくりの基本方針	29
(4) まちづくりの考え方と方向性	30
(5) 圏域の将来像	32
1) 捷点と連携軸の設定と役割	32
2) 将来像のイメージ	35
3 区域区分等の方針	36
(1) 区域区分の有無	36
(2) 市街地の拡大・縮小の可能性	36
(3) 良好的な環境を有する市街地の形成	37
(4) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮	37
4 主要な都市計画の決定の方針	38
4-1 土地利用に関する都市計画の方針	38
(1) 主要用途の配置の方針	38
1) 住宅地	38
2) 商業・業務地	38
3) 工業・流通業務地	38
4) その他	38
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	39
(3) 市街地の土地利用の方針	39
1) 居住環境の改善又は維持に関する方針	39
2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	39
(4) その他の土地利用の方針	40
1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針	40
2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	40
3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	40
4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針	41
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	41
1) 基本方針	41
2) 主要な施設の配置の方針	41
3) 主要な施設の整備目標	42
(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	43
1) 基本方針	43
2) 主要な施設の配置の方針	43
3) 主要な施設の整備目標	43

目 次

4-3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針	44
1) 基本方針	44
2) 主要な緑地の配置及び整備の方針	44
3) 主要な緑地の確保目標	45
4-4 都市防災に関する都市計画の方針	46
1) 基本方針	46
4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針	48
4-6 都市景観に関する都市計画の方針	48
4-7 まちづくりの方針図	49
5 協働のまちづくりについて	52
参考資料	
用語解説集（50音順）	53

はじめに

（1）圏域都市計画区域マスタープランとは

「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域」の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期の観点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方針を示すものです。

高知県ではこれまで、都市計画区域ごとにマスタープランを策定していました。

そうした中で、四国4県では、「四国8の字ネットワーク」の形成に向けた高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備が進められ、これに伴う人・モノ・経済等の広域化の影響範囲や土地利用計画を考慮したまちづくりの圏域的な調整が必要となっていました。

また、市町村合併による都市の広域化や人口減少社会の中で、コンパクトシティや集落生活圏等といった合理的で効率的な都市の形成が求められ、これまでの都市のまとまり、地域が持ってきた役割・機能を保持しつつ、多様な移動手段を確保し、各都市が連携・補完をしあえるような「圏域的な圏域」での調整を図っていく必要があります。

さらに、第6版都市計画運用指針（平成23年11月改正）では「複数の都市計画区域を対象とし、一体の都市計画区域マスタープラン（圏域マスタープラン）を策定することも考えられる。」ということが新たに明記されました。

こうしたことから、地域の将来ビジョンを考慮しつつ、圏域的観点から持続可能なまちづくりを進めるため、圏域を対象とした一体の都市計画区域マスタープランを策定します。

都市計画法

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

二 都市計画の目標

三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(2) 見直しの背景

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められ、市街地の規模、都市施設[†]及び市街地開発事業[‡]など具体的な整備については、おおむね 10 年以内に整備するものを目標として示すものです。

そうした中で、現行の都市計画区域マスタープラン（H16.3）の策定から 10 年が経過し、高知県では、人口減少、高齢化[§]、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が他県に比べ著しく、同時に都市計画区域における都市構造も変化しています。

また、厚生省公表した南海トラフ地震の津波浸水予測や被害想定では、本県にとって大変厳しい結果が示されています。

こうしたことから、これら都市計画を取り巻く環境の大きな変化に対応し、広域的視点から持続可能なまちづくりを進めるため圏域都市計画区域マスタープランを策定します。

(3) 計画の基本的事項

【計画内容】

本計画では、「圏域の現状・見通しと課題」「都市計画の目標」「区域区分[¶]等の方針」「主要な都市計画の決定の方針等」「協働のまちづくりについて」について示します。

【目標年次】

本計画では、おおむね 20 年後（平成 47 年）の将来を展望しながら、市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体的な整備のおおむね 10 年後（平成 37 年）の目標を示します。

(4) 圏域の設定

1) 圏域の設定理由

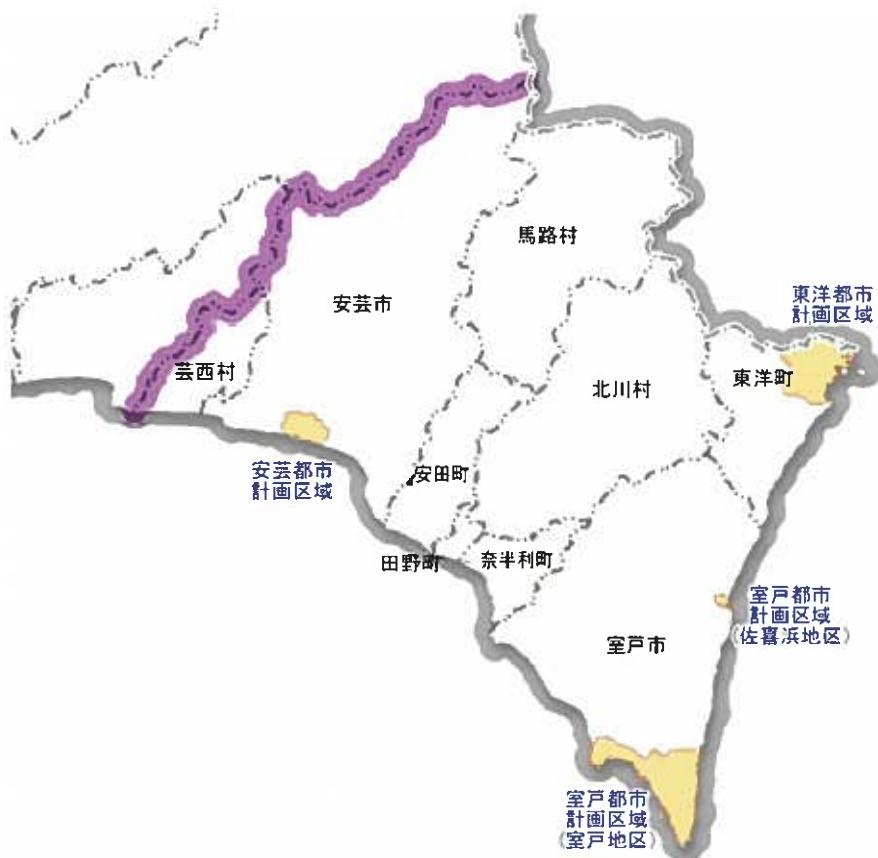
地域的な観点から生活圏域等を分析するとともに、上位・関連計画等で設定された圏域を考慮し、東部圏域を下図のとおり設定します。

2市4町3村で構成する東部圏域は、本県の東部に位置し、急峻な山と太平洋に挟まれ、地理・地形条件が厳しい反面、これら海や山から享受される自然の恵みを魅力として発展してきた圏域です。

また、人口減少や産業低迷等による地域活力の低下など、共通した課題に直面しています。

こうした共通の課題や魅力を踏まえた中で、安芸市を中心とする圏域の結びつきを強め、商業・業務、医療・福祉、行政サービスなど都市機能や通勤・通学等を補完し合い、持続可能なまちづくりを目指していきます。

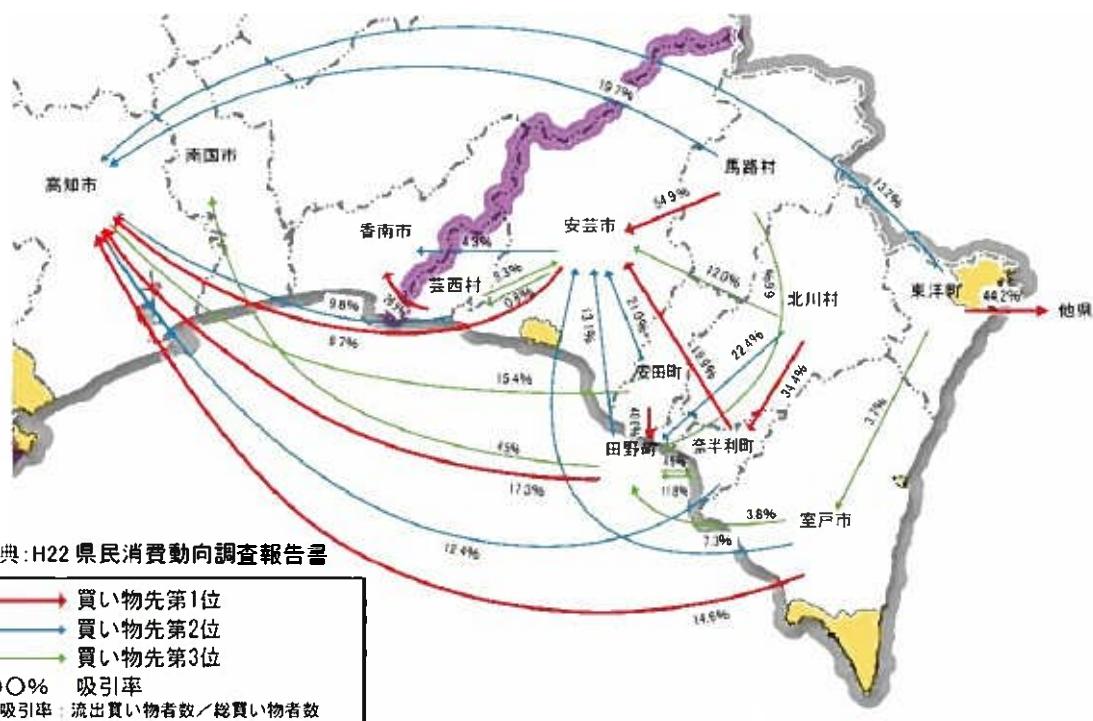
■東部圏域位置図



【生活圏域】

東部圏域の買い物物流動および通勤通学流動をみると、安芸市を中心として、室戸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村の結びつきが強く、また東洋町は、室戸市との結びつきが強いことが伺えます。

■ 買い物流動図



■ 通勤通学流動図



【上位・関連計画】

上位・関連計画となる「広域行政圏（H26.5現在）」「高知県土地利用基本計画（H23.3）」「高知県産業振興計画（H27.3）」「第6期高知県保健医療計画（H25.3）」をみると、それぞれ下図のとおり図域を設定しております。

■広域行政圏



■高知県土地利用基本計画及び高知県産業振興計画



■第6期高知県保健医療計画



2) 圏域に所在する都市計画区域

東部圏域に所在する都市計画区域は、「東洋都市計画区域」「室戸都市計画区域」「安芸都市計画区域」です。

表 圏域内都市計画区域の状況(H22現在)

都市計画区域名	構成都市	面積(ha)	人口(千人)	区域区分 (用途地域 [*] :ha)
東洋	東洋町の一部	約1,570	約1.8	なし
室戸	室戸市の一部	約2,159	約9.6	なし
安芸	安芸市の一部	約524	約7.9	なし

1 圏域の現状・見通しと課題

(1) 圏域の現状・見通し

【地勢】

- 本県東端部に位置する東部圏域は、北東部は徳島県、北西部は香南市・香美市に接し、地形条件が厳しく、都市的な土地利用が太平洋沿岸に限定されています。

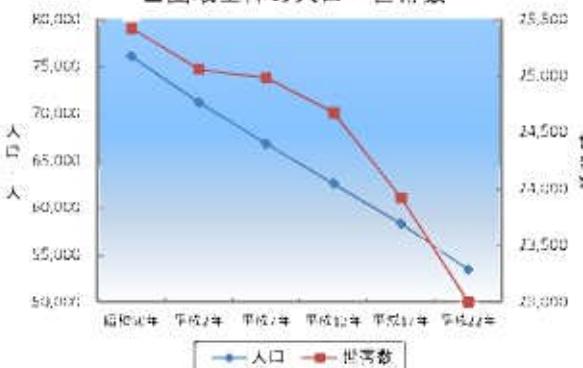
■東部圏域位置図



【人口】

- 過去25年間、圏域全体（都市計画区域外含む）の人口及び世帯数は減少、老人人口は増加、年少人口は減少を続け、今後もこの傾向が続くことが予測されます。
- 都市計画区域を有する東洋町、宍戸市、安芸市の総人口及び都市計画区域内人口も減少が続き、今後もその傾向が続くことが予測されます。
- なお、各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定された人口ビジョンでは、施策推進による人口減少の抑制を前提とし、一般推計（国立社会保障・人口問題研究所）よりは高い値で人口の将来展望が示されています。

■圏域全体の人口・世帯数



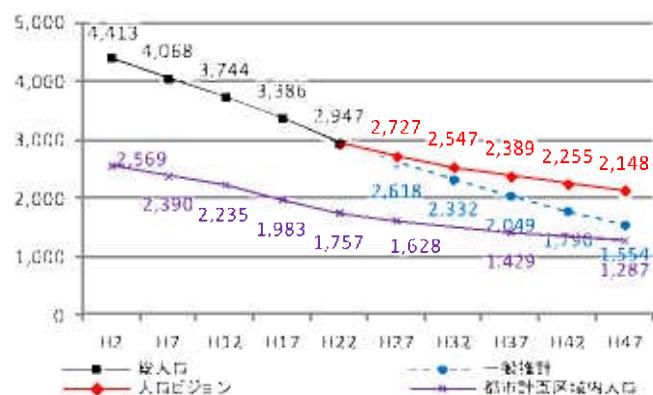
■圏域全体の総人口・年齢3区分別人口



資料：国勢調査（2010年まで）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（2015年以降）

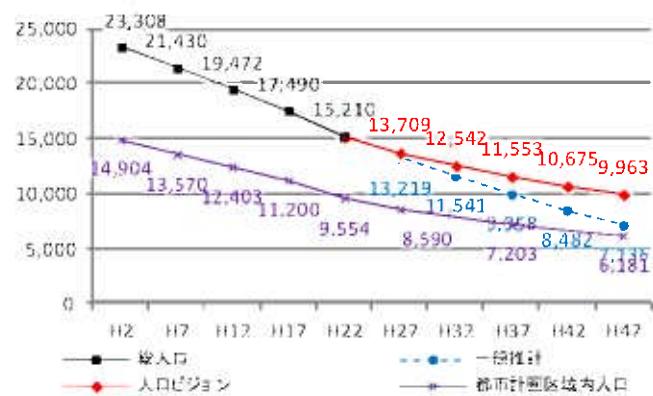
■ 人口の推移と見通し(東洋町)

図 人口の推移と見通し(東洋町)



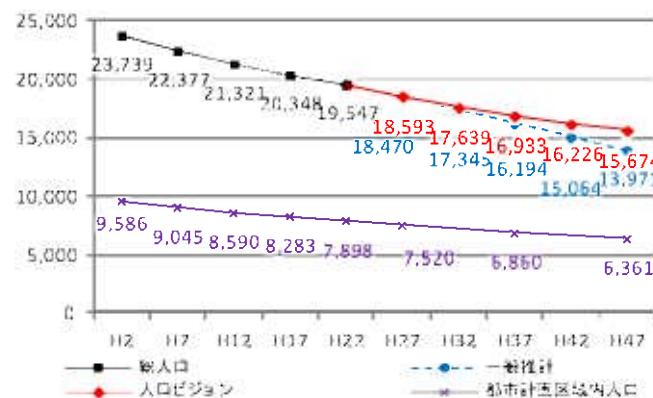
■ 人口の推移と見通し(室戸市)

図 人口の推移と見通し(室戸市)



■ 人口の推移と見通し(安芸市)

図 人口の推移と見通し(安芸市)



一般推計・・・社人研推計
人口ビジョン・・・まちひとしごと創生創造戦略により、自然災の縮小や社会課題に向けた一連の施策を講じた推計

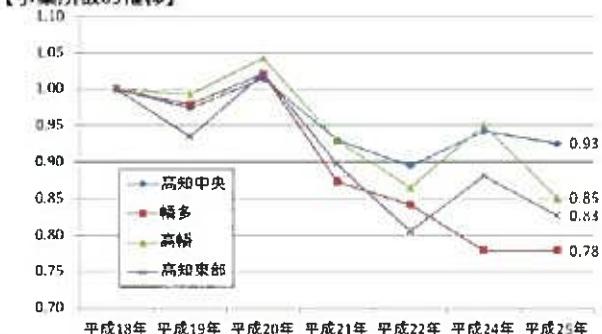
【産業等】

- ・平野部のサスや山間部のエズに代表される農業、ヤナセスキに代表される林業、キンメダイに代表される漁業と、古くから第一次産業を中心に発展してきた東部圏域ですが、近年は、後継者不足や技術の継承、卸価格の低迷、燃料費高騰による経営圧迫など様々な問題による産業衰退の危機に直面しています。
- ・圏域全体の事業所数、製造品出荷額、店舗数、商品販売額は減少傾向にあり、今後も大幅な増加に転じる可能性は低いと考えられます。
- ・都市計画区域を有する都市をみると、室戸市及び安芸市の製造品出荷額等は微増傾向にありますか、事業所数等が減少していることから、これらの要因は敷地生産性（製造品出荷額／工業地の敷地面積）の向上によるものと考えられ、今後、大幅な工業系の土地需要が高まる可能性は低いと考えられます。その他、東洋町の製造品出荷額等及び商品販売額、室戸市及び安芸市の商品販売額は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予測されます。
- ・観光産業は、景勝地として有名な室戸岬だけでなく、近年はダイビングやサーフィンなど海洋資源を活かした海辺レジャー、室戸ジオパーク等、モネの庭に代表される体験型観光を取り入れた地域の魅力づくりによる交流・対外促進に取り組んでいます。また、室戸市沖で採取される室戸海洋深層水、エビや木材等の一次産品、歴史・文化を色濃く残す吉良川町や沿岸の町並み等を活かし、観光振興に結びつける取り組みも進められています。

■工業動向（圏域全体）

(H18 を 1.0 とした場合の割合)

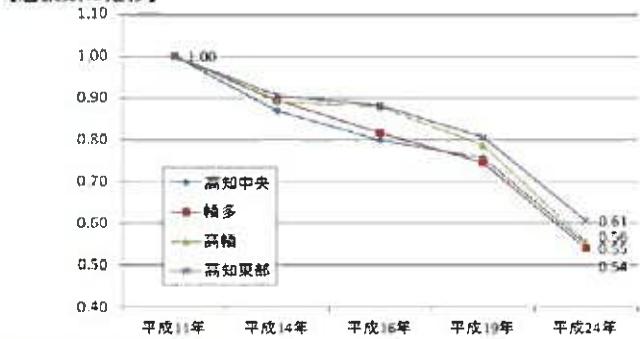
【事業所数の推移】



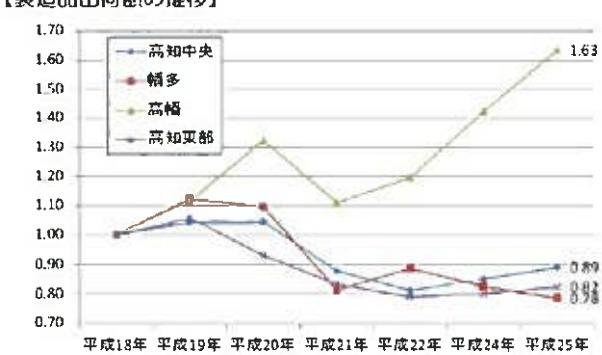
■商業動向（圏域全体）

(H11 を 1.0 とした場合の割合)

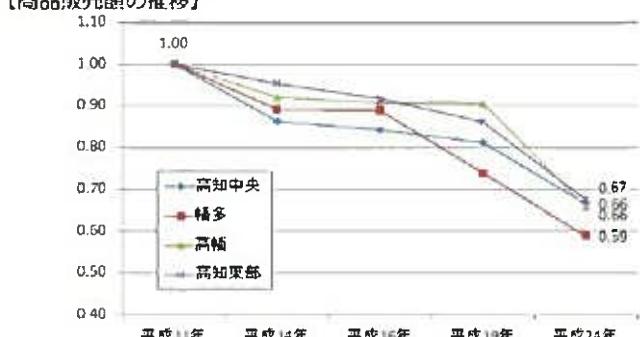
【店舗数の推移】



【製造品出荷額の推移】



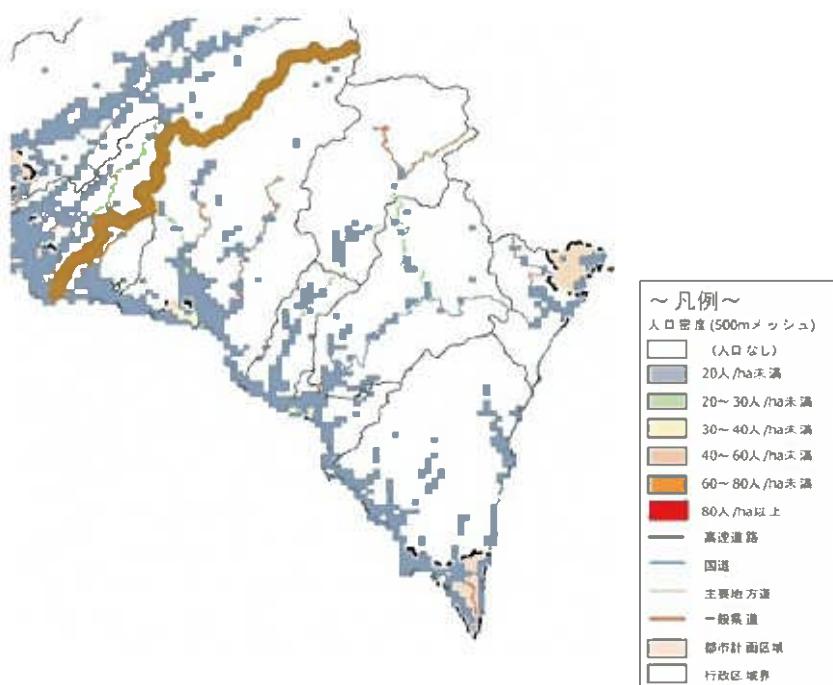
【商品販売額の推移】



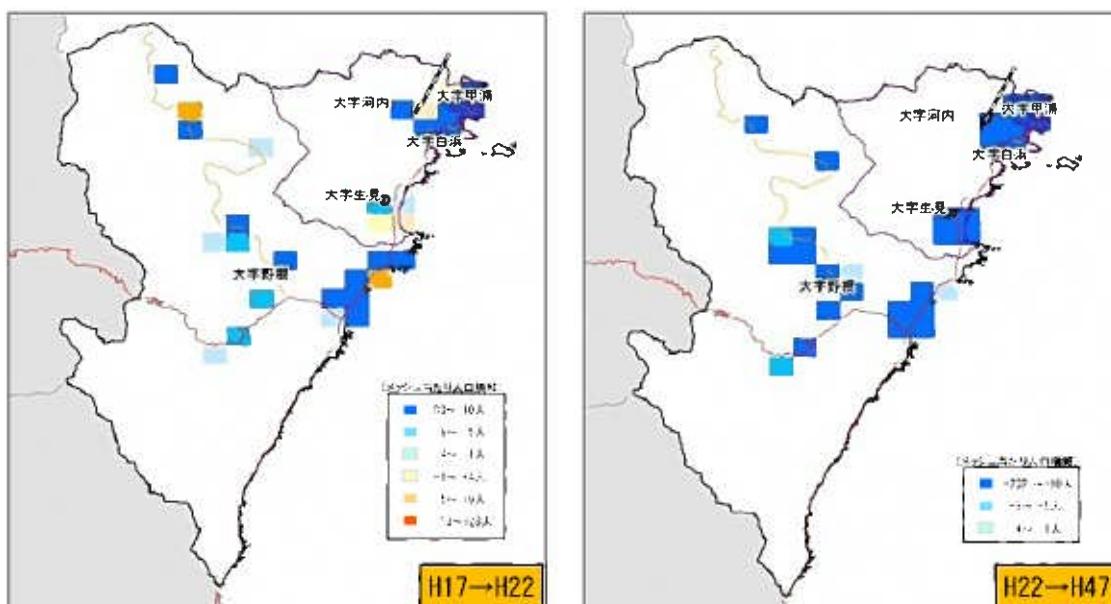
【市街化動向】

- ・幹線道路沿いなど一部の区域で人口の拡散がうかがえるものの、大きな市街地の拡大は認められません。
- ・幸戸市及び安芸市の既成市街地では、人口密度が低くなり、人口・世帯動向と併せて「都市の低密拡散」の進行が伺えます。
- ・今後も同様に、市街地の低密度化がより一層進むことが予測されます。

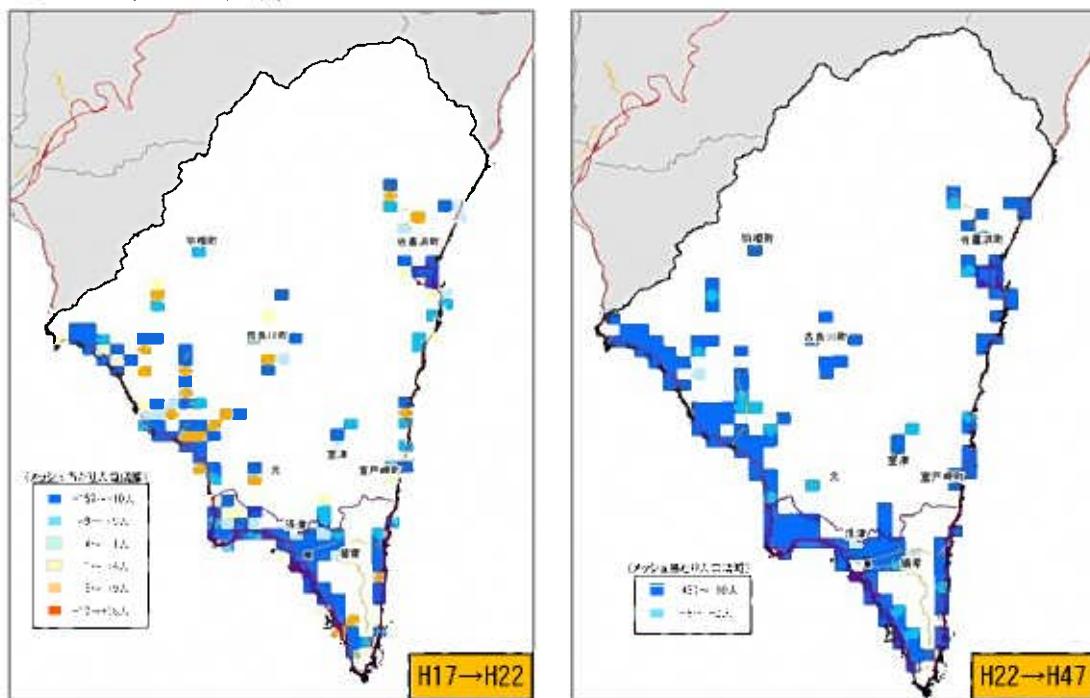
■図域全体の人口分布：H22



■人口分布の推移（東洋町）

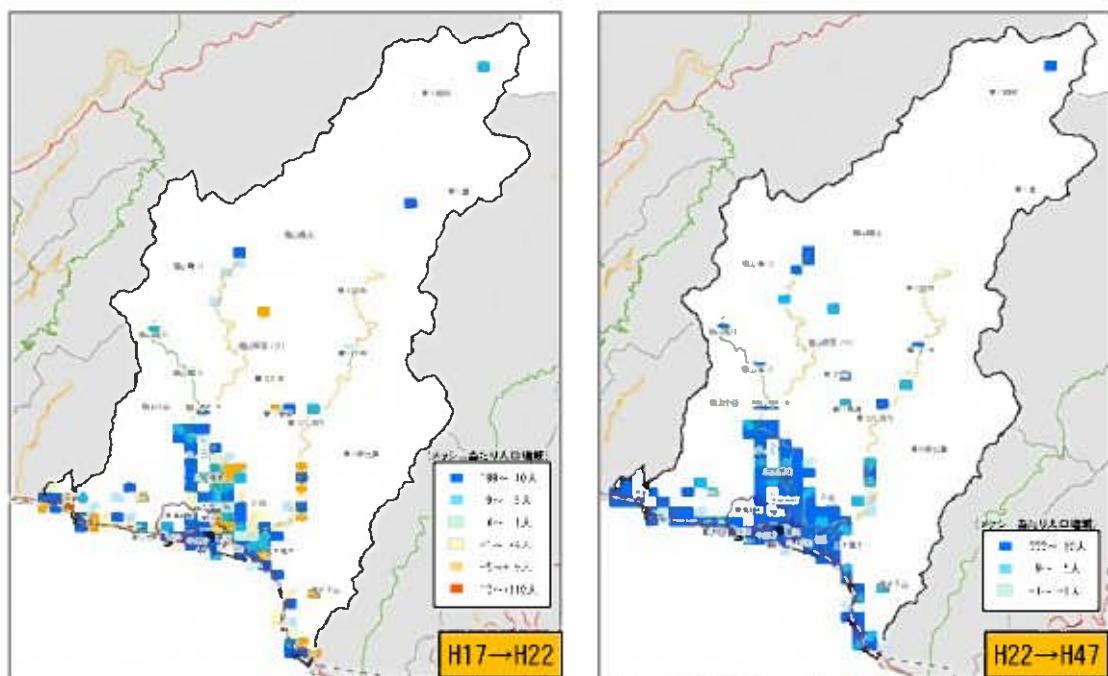


■人口分布の推移（室戸市）



資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（安芸市）

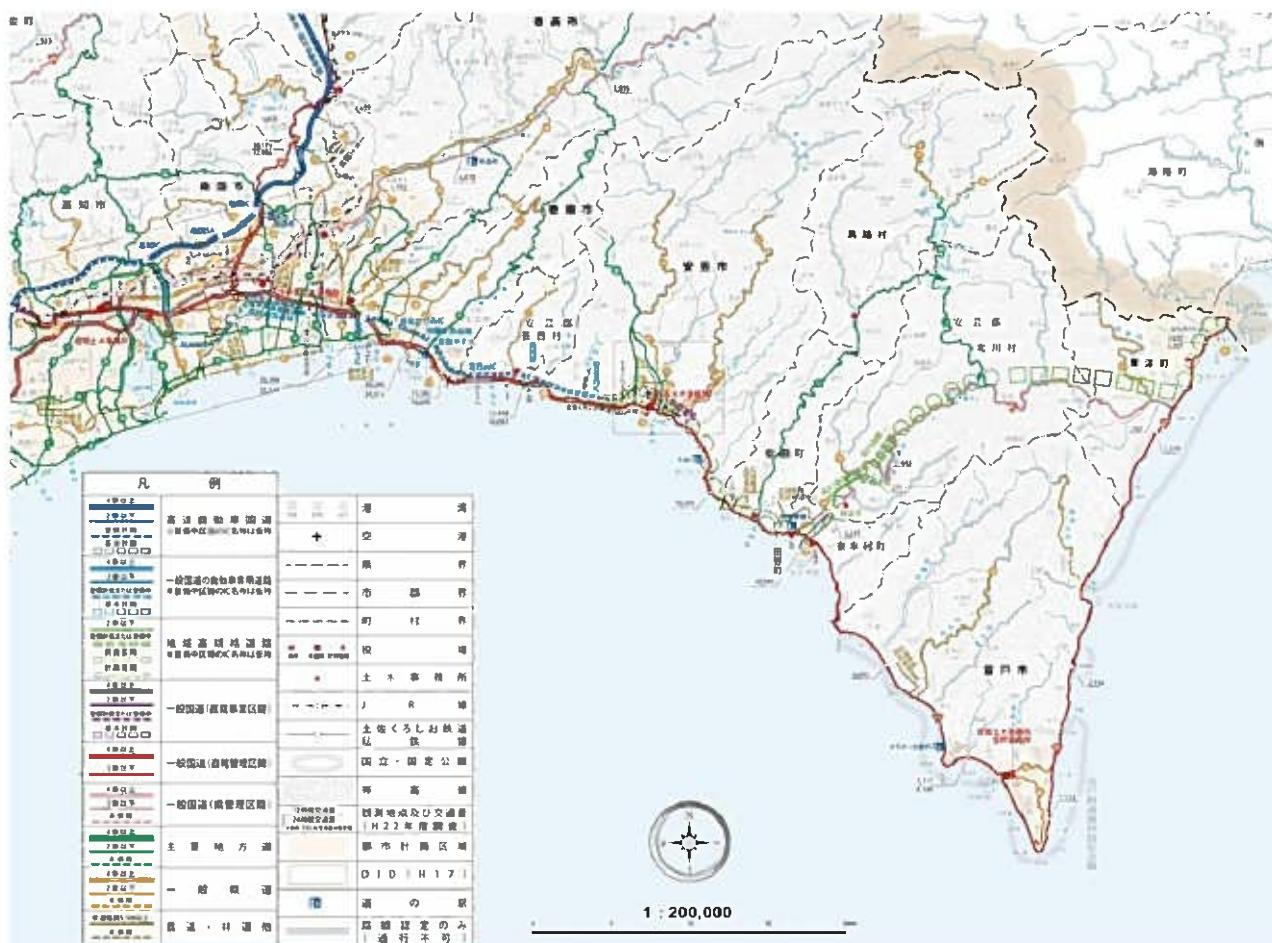


資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

【道路·交通】

- ・幹線道路網は、沿岸部の国道 55 号を骨格として主要地方道や一般県道が山間部の主要集落を結節しています。
 - ・北川奈半利道路（阿南安芸自動車道の一部）をはじめとする国道 493 号の高規格化や南国安芸道路、安芸道路などの整備が進められ、災害発生時の代替性の確保に加え、区域の一体性の向上、高知広域都市計画区域や徳島県などとの広域連携の強化につながることが期待されます。
 - ・主要な公共交通をみると、平成 14 年に奈半利町を起終点とする土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線が開業しています。

■高知県道路管内図



■四国8の字ネットワーク整備状況



資料：「四国8の字ネットワーク」パンフレット（高知県）一部改編

【港湾】

- ・地域経済を下支えする海上交通の拠点として、東部圏域内には甲浦港、佐喜浜港、室津港、奈半利港の県管理港湾が整備されています。
- ・災害時における復旧・復興拠点としての役割を担う防災拠点港として、奈半利港、甲浦港、室津港、室戸岬漁港、安芸漁港を位置付けています。

【自然環境】

- 雄大な太平洋を臨む「室戸阿南海岸国定公園*」が所在する全国的に著名な観光地であるほか、日本三大美林であるヤナセスギを抱く「魚梁瀬県立自然公園」や「手結住吉県立自然公園」が指定され、それらの保全と利活用を通じ、交流人口を拡大させる取り組みが進められています。



室戸阿南海岸国定公園
(室戸岬灯台)



魚梁瀬県立自然公園
(魚梁瀬ダム)



手結住吉県立自然公園
(月見山からの眺望)

【災害等】

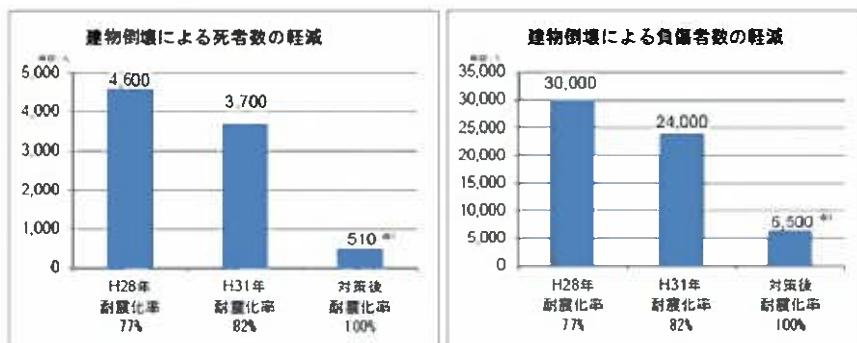
- 南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合、国域の大部分で最大震度6強以上の揺れと津波が短時間で海岸部に到達することが予測されており、沿岸部を中心に甚大な被害の発生が懸念されています。
- これまで台風や集中豪雨による被害にたびたび見舞われ、自然災害への備えが重要となっています。

■南海トラフ地震対策行動計画



【取組による被害軽減効果】

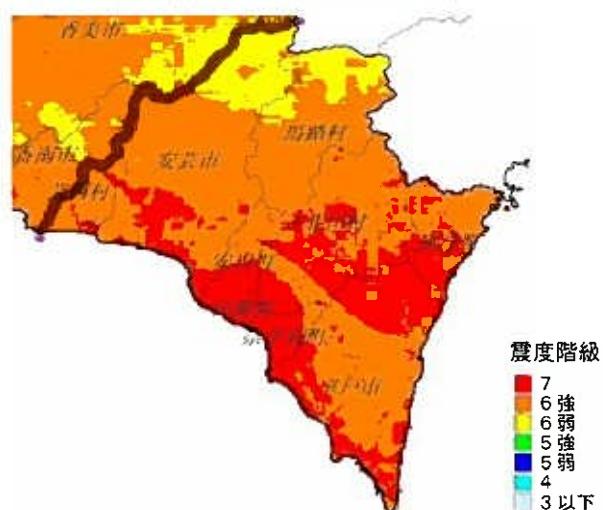
(1) 建物の耐震性の強化



*1:発生すれば甚大な被害もたらす最大クラス(「しき」)の地震・津波における被害を、平成 17 年地震調査に基づき推計

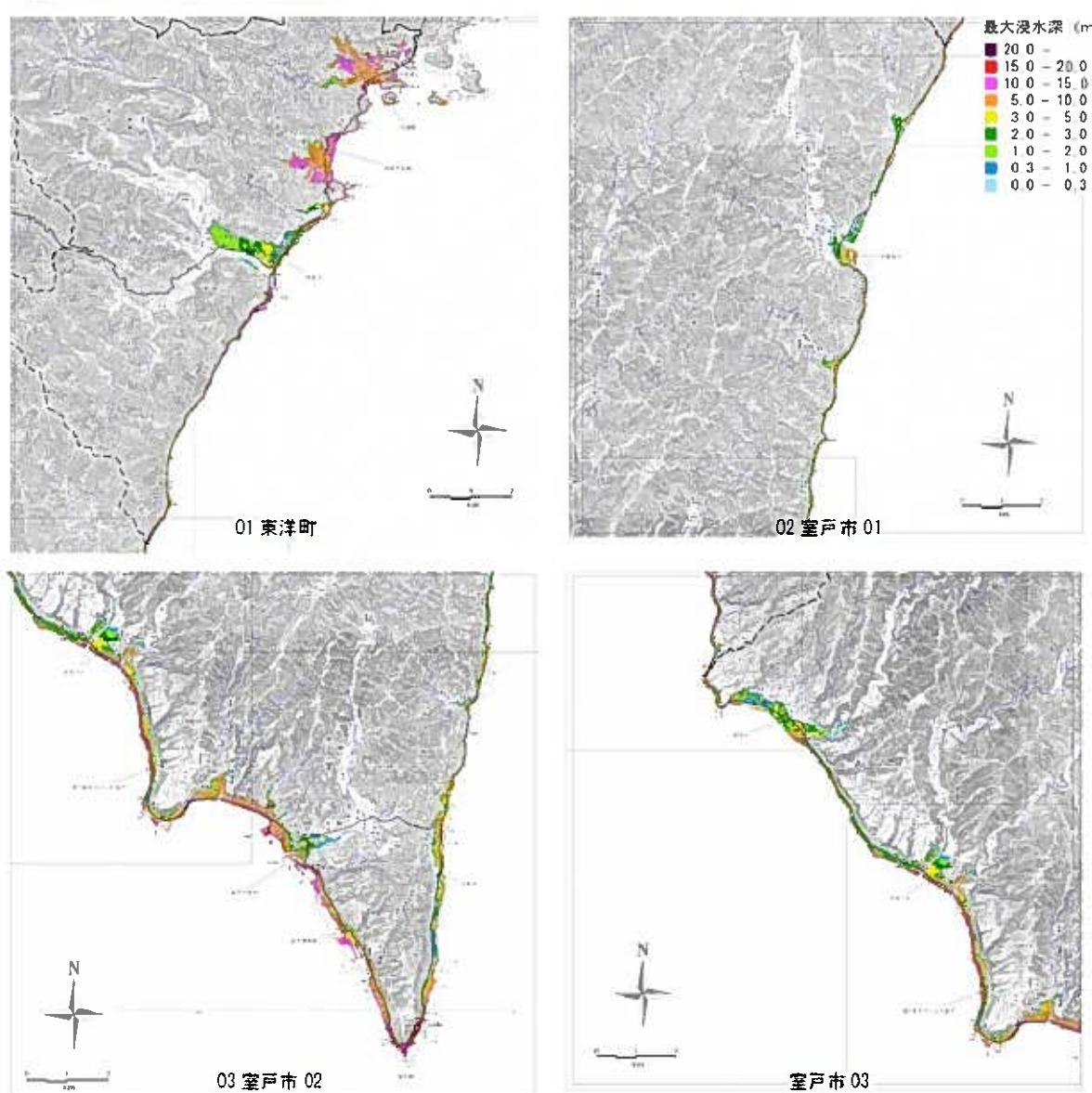
資料：第 3 期南海トラフ地震対策行動計画（高知県）【2016 年 3 月時点】

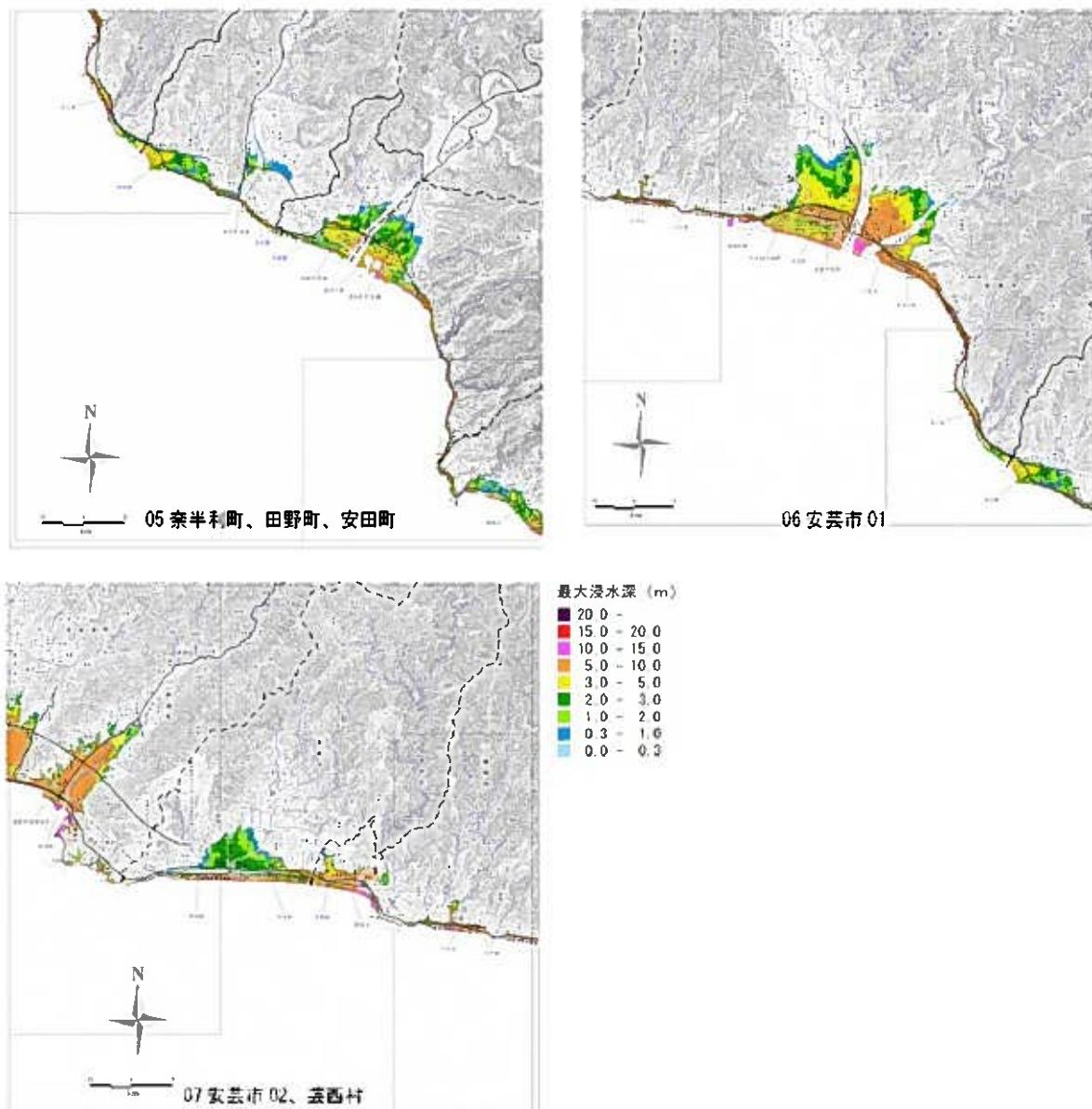
■震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



資料：【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測（高知県）

■最大クラスの津波浸水予測図





資料：【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測(高知県)

南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測で示している地図は、承認番号「平成24情規、第566号」により国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000オンラインを複製したものである。

(2) 圏域の課題

1) 圏域全体の課題

【コンパクト＋ネットワーク型都市構造の形成】

- ・人口減少や産業の停滞などにより、今後はさらに自主財源の確保が困難となる中、高齢化の進展による民生費、都市基盤の整備や維持管理にかかる土木費などの歳出が増加し、財政状況がより厳しくなることが懸念されます。
- ・また、低密度な市街地が拡散することにより、都市基盤の整備や維持管理、行政サービス、エネルギーなど様々な観点から都市運営コスト*が非効率となります。
- ・こうしたことから、本圏域ではコンパクト＋ネットワークによる持続可能な都市構造を形成し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが重要です。
- ・そのためには、既存ストックを有効活用しながら生活基盤を充実し、生活利便性の向上や地域コミュニティの維持を図ることが重要です。特に中心市街地*では、都市機能の集積や観光産業を牽引する新たな商業・交流施設等の整備により、圏域全体の活性化を図ることが重要です。

【交通ネットワークの整備】

- ・東部圏域の交通体系は、広域連携、地域連携、都市内交通、災害時の緊急輸送ルートすべての主軸を国道55号が担い、その機能性や代替性、多重性が十分とは言えないため、人口の定着や交流人口増加、防災機能強化のためにも広域幹線道路網（高知東部自動車道、阿南安芸自動車道）の整備が急務です。また、この広域幹線道路供用後の様々な道路のストック効果を見通すとともに、その効果を圏域南端（室戸岬）や中山間地域まで誇引することが重要です。
- ・また、高齢者など交通弱者に配慮するとともに、圏域内外との連携強化を図るため、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線や路線バスなど公共交通ネットワークの利便性向上も含めた総合的かつ効果的な交通体系の構築が重要です。

【豊かな地域資源を活かした地域活性化】

- ・室戸岬を中心とした「室戸阿南海岸国定公園」や「魚梁瀬県立自然公園」など豊かな自然に恵まれ、「ヤナセスギ」「ナス」「エゾ」「キンメグイ」に代表される機械漁業を基幹産業として発展してきた本圏域は、後継者不足などによる産業の衰退危機に直面しており、「室戸海洋深層水」など新たな自然環境資源の整備、事業の拡大や新たな農園などにより、産業の活性化を図ることが重要です。
- ・平成23年9月に「室戸シオパーク」が世界シオパークに認定され、圏域の観光気運が高まる中、吉良川町（室戸市）及び上原郷中（安芸市）の「重要伝統的建造物群保存地区」、「モネの庭マルモッタン」、「内原野陶芸館」など、県内の人も定期的な往訪が楽しめる観光スポットが多数存在しており、これらを活かした観光施設の展開が重要です。
- ・こうしたことから、本圏域が有する魅力的な自然資源や歴史・文化資源を活かした圏域ブランドを確立・発信し、人口の定着や交流人口の増加による地域の活性化を図っていくことが重要です。

【大規模災害への対応】

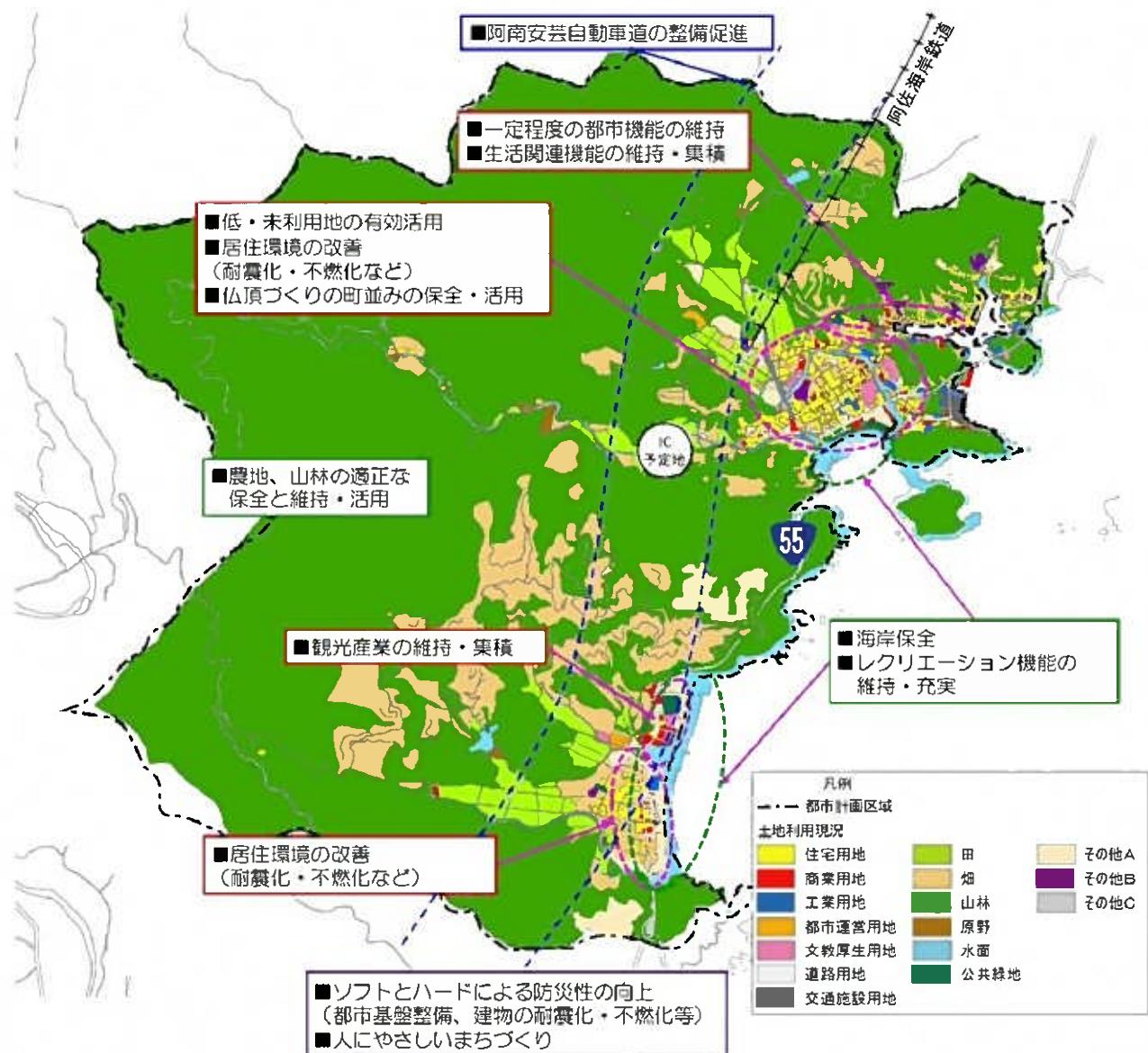
- ・太平洋に面し、急峻な地形を有する本圏域では、台風や集中豪雨などによる土砂災害や風水害にたびたび見舞われています。
- ・また、今後30年以内に70%程度の確率で発生が予測されている南海トラフ地震では、家屋倒壊や津波浸水、自然斜面や法面等の崩壊、液状化など甚大な被害の発生、道路の分断による孤立などが懸念されています。
- ・こうしたことから、これら自然災害に対し、安全・安心な居住環境を確保するため、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策を講じることが重要です。

2) 都市計画区域の課題

ここでは、都市計画区域における課題を整理します。

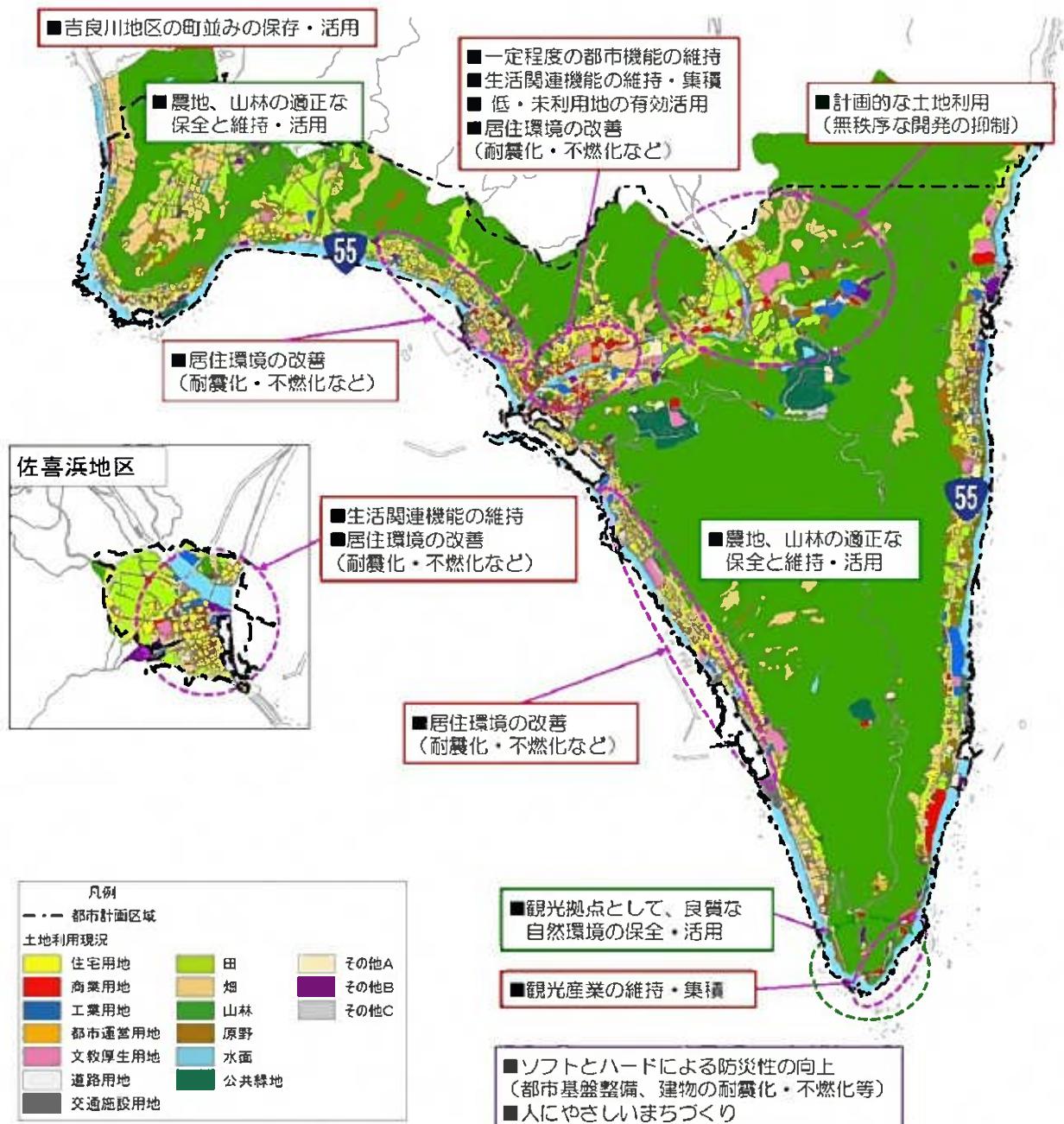
【東洋都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口等 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口動向及び政策動向は、ともに減少傾向が予測される。 ・雇用の場が減少し、地域活力が低下している。 ■ 土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・牛久地区的国道 55 号沿道では、主に観光客を対象とした商業施設等が立地している。 ・市街地中心部では近・水利開拓が立地し、今後もこれらの增加が予測される。 ・現状の居住環境を維持するため、建築物の用途や密度構成など土地利用に配慮する必要がある。 ・既成戸後庭の面積が低下し、特に交通弱者の生活利便性が低下している。 ■ 開発等動向 <ul style="list-style-type: none"> ・阿賀支那自動車道の整備及びインターチェンジ（以下、「IC」という。）の設置が予定され、開発動向の変化が予測される。 ■ 建物用途ほか <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化資源として、白浜地区の伝統づくりの町並みを有する。 ■ 空き家、街路 <ul style="list-style-type: none"> ・4m 未満の狭小無縫道路で構成される木造の密集街地が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅地の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・片端を中心とした地中密度な住宅地の配置と安全・快適な居住環境の形成 ■ 商業地の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> ・甲浦地区の旧国道沿道における一定程度の都市機能の維持と生活関連機能の維持・集積 ・牛久地区的国道 55 号沿道の観光産業の維持・集積 ■ その他用途の配置方針 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統づくりの町並み保存・活用 ■ その他の土地利用方針 <ul style="list-style-type: none"> ・低・未利用地の有効活用 ・居住環境の改修（耐震化・不燃化など） ・IC周辺など計画的な土地利用（無秩序な開発の抑制）
都市施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携や地域連携、都市内交通、災害時の緊急輸送ルートオブレの主軸を国道 55 号が担っており、その機能性や代替性、多段性が十分とは言えない。 ・生活道路網の適正な維持管理、質の向上が重要である。 ・厳しい財政が予測される中、既存ストックの有効活用（長寿化）や計画の見直しなど、持続的かつ効果的な運営が重要である。 ・鉄道は同様海岸線道阿賀東線がとおり、陸島方面につながる。 ・国道 55 号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・交差点名の「常牛沼」や園域内外の連携強化に配慮し、公共交通の利便性向上と利用促進が重要である。 ■ 下水道及び河川 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口普及率が 85.4%（平成 27 年度実）である（計画計画区域外を含む）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効率的で機能的な交通ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・阿南安芸自動車道の整備促進 ・生活道路網の適正な維持管理と質の向上 ・都市計画道路網の見直し ・公共交通の利便性向上と利用促進 ■ 汚水処理の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理の普及率拡大 ・施設の適正な維持管理（長寿化）
整備自然又は保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ・本町が有する豊かで質の高い自然環境は、産業基盤や観光資源（海水浴・サーキングなど）となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然的環境の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かで質の高い自然環境の保全・活用 ・良質な景観の創出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害 <ul style="list-style-type: none"> ・自然が持く厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ■ 福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化時代を迎え、質の高い成熟社会が重要であり、すべての人々にやさしいまちづくりが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソフトとハードによる防災・減災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 ■ 人にやさしいまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ユーバーサルデザインの推進



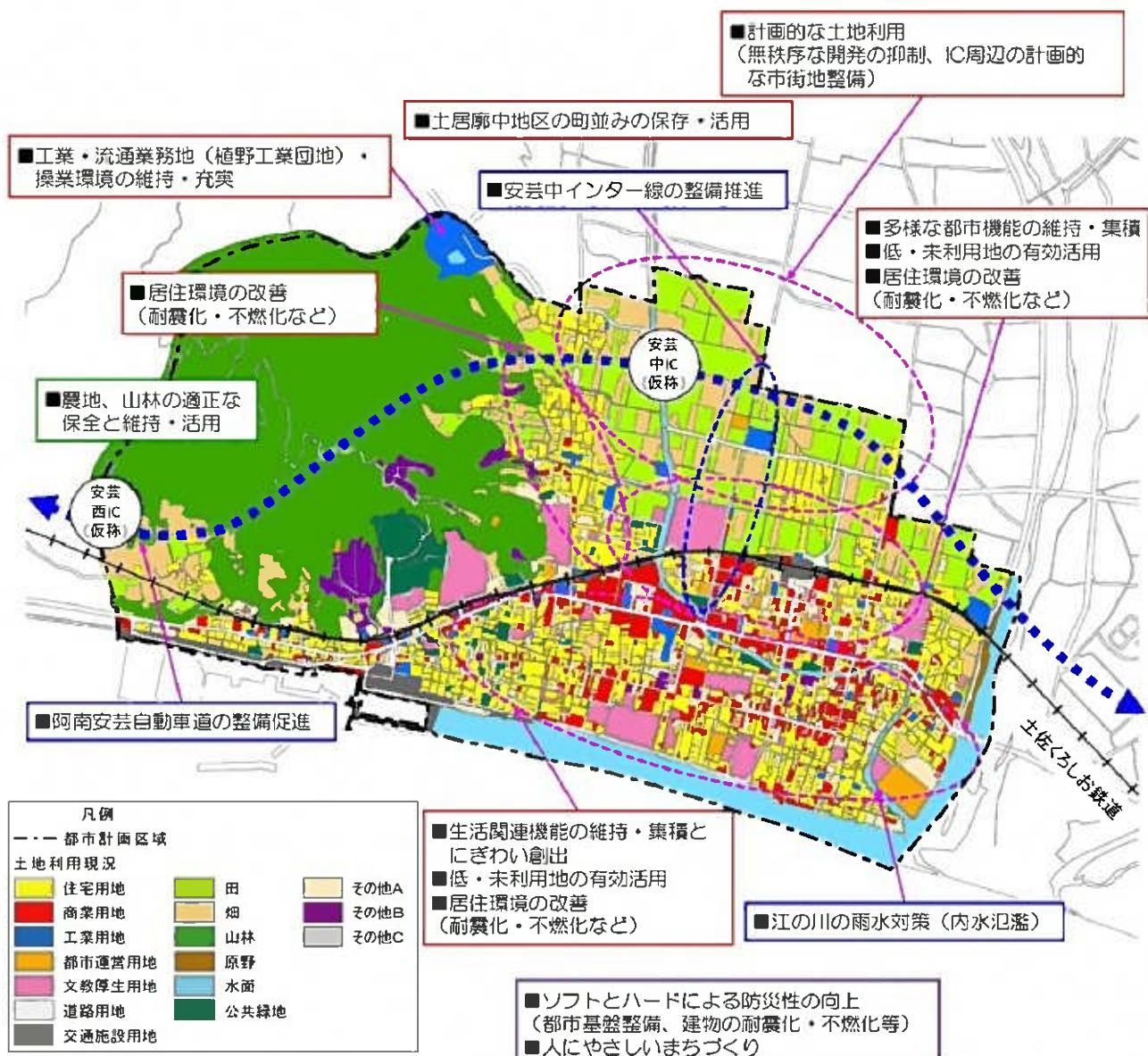
【室戸都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	<p>■人口等 ・今後の人口動向は減少傾向が予測され、産業動向も大幅な増加は見込まれない。 ・雇用の場が減少し、経済活力が低下している。</p> <p>■土地利用 ・室戸岬周辺では、主に観光客を対象とした商業施設等が立地している。 ・近畿圏後方の商業活力が低下し、それに交通需要の生息利便性が低下している。 ・市街地中心部では既・未開発地が点在し、今後もこれらへの増加が予測される。 ・現状の居住環境を維持するため、建物の用途や容積率構成など土地利用に配慮する必要がある。</p> <p>■開発等動向 ・一部地域では、無秩序な開発が見られる。</p> <p>■建物用途ほか ・重要伝統的建造物群保存地区（吉良川町地区）を有する。</p> <p>■空き家、街路 ・小まち病の狹小幅員道路で構成される小造の密集市街地が存在する。</p>	<p>■住宅地の適正配置 ・戸建てを中心とした集中密度な住宅地の配置と安全・快適な居住環境の形成</p> <p>■商業地の適正配置 ・室戸岬周辺における一定程度の沿岸機能の維持と生活機能の維持・集積 ・吉良浜地区の生活機能の維持 ・室戸岬周辺の観光商業の維持・集積</p> <p>■その他用途の配置方針 ・吉良川町地区の町並み保存・活用</p> <p>■その他の土地利用方針 ・既・未利用地の有効活用 ・居住環境の改善（耐震化・不燃化など） ・計画的な土地利用（無秩序な開発の抑制）</p>
都市施設設備	<p>■交通基盤 ・生活道路網の適正な維持管理、質の向上が重要である。 ・厳しい財政が予測される中、既存ストックの有効活用（長寿命化）や計画的見直しなど、効率的な結果的な取り組みが重要である。 ・国道 55 号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・交通弱さの三洋生活や周域内外の連携強化に配慮し、公共交通の利便性向上や利用促進が重要である。</p> <p>■下水道及び河川 ・污水处理人口普及率が 25.9%（平成 27 年度六）である（都計画区域外含む）。</p>	<p>■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・生活道路網の適正な維持管理と質の向上 ・沿岸計画道路の見直し ・公共交通の利便性向上と利用促進</p> <p>■污水処理の充実 ・汚水処理の普及率拡大 ・施設の適正な維持管理（長寿命化）</p>
自然環境の保全	<p>■自然環境 ・本州から離れた豊かな質の高い自然環境は、産業基盤や観光資源（室戸・阿南海岸国定公園「ホーリオバーグ」）となっている。</p>	<p>■自然的環境の保全・活用 ・豊かで質の高い自然環境の保全・活用 ・公園绿地の適正な維持管理（長寿命化）、深緑充実・良質な景観の創出</p>
その他	<p>■災害 ・自然が持く厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。</p> <p>■福祉 ・人口減少・少子高齢化時代を迎え、質の高い成熟社会が重要であり、すべての人にやさしいまちづくりが重要である。</p>	<p>■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都心施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制</p> <p>■人にやさしいまちづくり ・ユニバーサルデザインの推進</p>



【安芸都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	<p>■人口等 ・今後の人口動向は減少傾向が予測され、産業動向も大幅な増加は見込まれない。</p> <p>■土地利用 ・阿南安芸自動車道の整備及びICの設置が進められる中、安芸駅北側に一区の農地が広がることから、建物の用途や密度構成など一定の制約ある土地利用が重要である。 ・市街地中心部では底・未利用地が点在し、今後もこれらの増加が予測される。 ・都市機能や行政サービス機能の観点から、岡坂幹線（岡城の要）としての役割を有している。 ・岡城幹線として、雇用創出など地域活力の向上が重要である。</p> <p>■建物用途ほか ・重要伝統的建造物群保存地区（土居原中地区）を有する。</p> <p>■空き家、街路 ・4m未満の狭小幅員道路で構成される木造の密集市街地が存在する。</p>	<p>■住宅地の適正配置 ・中心部には中高密度で、利便性の高い多様な住宅地の配置、商業、施設等と併存した魅力ある居住環境の形成</p> <p>・その他の市街地には、戸建てを中心とした低中密度な住宅地の配置と安全・快適な居住環境の形成</p> <p>・IC周辺など新たな市街地が整備される場合は、低密度で良質な居住環境を有する戸建てを中心とした専用住宅地を配置</p> <p>■商業地の適正配置 ・安芸駅周辺（国道55号沿道、矢ノ丸）における多様な都市機能の維持・発展</p> <p>・既成市街地（久世町、木町）における生活関連機能の維持・集積とにぎわい創出</p> <p>■工業・流通業務地の適正配置 ・植村工業団地における拠点環境の維持・充実</p> <p>■その他用途の配置方針 ・土居原中地区の町並み保存・活用</p> <p>■その他の土地利用方針 ・底・未利用地の有効活用 ・居住環境の改善（耐震化・不燃化など） ・計画的な土地利用（無秩序な開発の抑制、IC周辺の計画的な市街地整備）</p>
都市施設整備	<p>■交通基盤 ・公共交通や地域連携、都市内交通、災害時の緊急輸送ルートすべての土岐と国道55号が坦つておらず、その複雑性や代替性、多難性が十分とは言えない。 ・快適な市民生活、地域活力の維持・向上、岡坂内外の連携強化の観点から、道路網の整備や維持管理、質の向上が重要である。 ・厳しい財政政が予測される中、既存ストックの有効活用（長寿化）による、効率的かつ効果的な都市運営が重要である。 ・鉄道は土岐くろいお野道ごめん、なはり線がとおり、高知、奈良方面につながる。 ・国道55号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・交通弱者の日常生活や岡城内外の連携強化に配慮し、公共交通の利便性向上と利用促進が重要である。</p> <p>■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が53.1%（平成27年度実）である（計画区域外含む）。 ・市街地を流れるはの川で内水氾濫が起きている。</p>	<p>■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・阿南安芸自動車道の整備促進</p> <p>・安芸中インター線の整備推進</p> <p>・道路網の整備や適正管埋、質の向上</p> <p>・公共交通の利便性向上と利用促進</p> <p>・都市計画施設の見直し</p> <p>■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率拡大</p> <p>・施設の適正な維持管理（長寿化）</p> <p>■河川の整備 ・はの川の雨水対策（内水氾濫）</p>
自然的環境保全	<p>■自然環境 ・本市が有する豊かで質の高い自然環境は、底層基盤や観光資源となっている。</p>	<p>■自然的環境の保全・活用 ・豊かで質の高い自然環境の保全・活用</p> <p>・公園緑地の適正な維持管理（長寿化）、医療充実・良質な乐园の創出</p>
その他	<p>■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、時として多くの人命及び財産を失ってきた。また、今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。</p> <p>■福祉 ・人口減少・少子高齢化時代を迎え、質の高い成熟社会が重要であり、すべての人にやさしいまちづくりが重要である。</p>	<p>■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進</p> <p>・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備</p> <p>・建物の耐震化や避難施設の整備</p> <p>・川滑な道難に向けた支援体制</p> <p>■人にやさしいまちづくり ・ユニーク・カルチャーデザインの推進</p>



(3) 都市計画区域指定の範囲について

【東洋都市計画区域】

東洋都市計画区域は、東洋町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ただし、阿南安芸自動車道の開通に伴い、ICの周辺で都市化が進む可能性があります。 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道*など）の整備が重要です。 山林部分では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるため、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 海岸線の国道55号沿道に大部分の市街地が形成される本地区では、今後、最大クラスの津波による浸水被害を考慮した場合に、内陸部や市街地周辺の高台において、新たに計画的な市街地（一団地の津波防災機能市街地形成施設など）を形成することも考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画 区域外	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外の野村地区では、甲浦・牛見地区と同規模の市街地が形成されています。 今後も効果的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。 ただし、巨大地震による甚大な被害が想定される本町では、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

東部圏域都市計画区域マスター プラン

【室戸都市計画区域】

室戸都市計画区域は、室戸市の一都を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内 (室戸地区)	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 開発動向をみても、近年大規模な行為ではなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 隣りある平坦地（農地）では、無秩序な開発の抑制が必要です。 山林部分では、自然公園など各種法律による規制区域が指定され、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも積極的な開発が行われる可能性は低いと考えますが、市街地に隣接し、県道室戸公園線（室戸スカイライン）による一定の交通利便性があります。 南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるため、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 海岸線の国道 55 号沿道に大部分の市街地が形成される本地区では、今後、最大クラスの津波による浸水被害を考慮した場合に、内陸部や市街地周辺の高台において、新たに計画的な市街地（一円地の津波防災拠点市街地形成施設など）を形成することも考えられます。 	<p>・市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。</p>
都市計画 区域内 (佐喜浜 地区)	<ul style="list-style-type: none"> 人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 開発動向をみても、近年大規模な行為ではなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるため、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 	<p>・防災・復興整備の可能性を考慮すると、現行の都市計画区域を維持することが妥当と考えられます。</p>
都市計画 区域外	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外の吉良川町地区で重要伝統的建造物群保存地区が指定されており、保全対策の充実、観光拠点として都市基盤整備を行う際には、都市計画事業を導入することも考えられます。 	<p>・現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。</p>

【安芸都市計画区域】

安芸都市計画区域は、安芸市的一部分を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 開発動向をみても、近年大規模な行為ではなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 広域拠点としての都市機能集積、高知東部自動車道及び阿南安芸自動車道整備に伴う都市化の進展などを踏まえた場合に、用途地域の指定などを検討する必要があります。 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 山林部分では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性や都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 良好な田園環境の保全など、都市と自然の共生を図るために、現在の都市計画区域を維持していくことが必要と考えられます。 南海トラフ地震による甚大な被害が想定されるため、防災又は復興整備として都市計画事業（基盤整備、施設整備など）の導入が考えられます。 海岸線の国道 55 号沿道に大部分の市街地が形成される本区域では、今後、最大クラスの津波による浸水被害を考慮した場合に、内陸部や市街地周辺の高台において、新たに計画的な市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設など）を形成することも考えられます。 	一市街地とその周辺の農地等の平野地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画 区域外	<ul style="list-style-type: none"> 高知東部自動車道及び阿南安芸自動車道の開通に伴い、安芸西IC周辺の都市計画区域外で都市化が進む可能性があります。 都市計画区域外では「重要伝統的建造物群保存地区（上原郷中地区）」や「野良町」などの歴史・文化資源を有しており、保全対策の充実、観光拠点として都市基盤整備を行う際には、都市計画事業を導入することも考えられます。 	現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

2 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿の展望をもとに、将来目標をかげます。市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体的な整備計画については、おおむね 10 年後の中期目標を設定して計画します。

このため、平成 27 年を基準年として、中期年次を平成 37 年、目標年次を平成 47 年とします。

2) 将来フレーム*

今後も人口減少が続くと予測されるなか、各地域がそれぞれの特徴を活かして自立的かつ持続的な社会をつくることを目的として、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。各地域が「総合戦略」で示した施策を積極的に推進し、出生率の回復、転入促進、転出抑制を図ることを前提として、東部圏域都市計画区域マスタープランの将来フレーム（都市計画区域内人口）を以下のように設定します。

都市計画区域内		基準年 平成 27 年 (2015 年)	中期年次 平成 37 年 (2025 年)	目標年次 平成 47 年 (2035 年)
東洋	人口フレーム	1.1 千人	1.4 千人	1.3 千人
	参考値	(1.6 千人)	(1.9 千人)	(0.9 千人)
室戸	人口フレーム	8.5 千人	7.2 千人	6.2 千人
	参考値	(8.5 千人)	(6.2 千人)	(4.4 千人)
安芸	人口フレーム	7.5 千人	6.9 千人	6.4 千人
	参考値	(7.5 千人)	(6.6 千人)	(5.7 千人)

* 人口フレームは、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから、H27-H37-H47 の人口を推計したものに、国勢調査の結果から算出される各市町村の総人口に占める都市内人口のシェア率を掛け算出した値。

参考値は、H22 国勢調査を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の市町村単位の推計値に、将来的の都市計画区域内人口シェア率を掛け算出した値。

(2) まちづくりの基本理念

急峻な山と太平洋に挟まれ、地理地形条件や災害など自然の厳しさを乗り越えながら、一方で、これら豊かな自然の恵みを享受してきた東部圏域では、今後も豊かな自然と共に生し、発展していくことが重要です。よって、東部圏域におけるまちづくりの基本理念を以下のように設定します。

培われた人と自然の調和力 ～豊かな海の幸、山の幸、人の幸～

(3) まちづくりの基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

方針① 魅力あふれるまちづくり

豊かな自然や優れた歴史・文化資源を保全するとともに、これら資源の魅力を再発見し、付加価値を高めて圏域ブランドの確立を図ります。

また、この圏域ブランドの發信を支える広域交通網の整備を促進するとともに、PRを多方面と連携して行い、地域の活性化と交流人口の増加につなげていきます。

- 地域が誇る自然、歴史・文化資源の保全と利活用
- 地域資源を活かした圏域ブランドの確立
- 広域幹線道路網の整備促進
- 交流人口の増加と人口の定着

方針② 持続可能で人にやさしいまちづくり

人口減少時代に突入し、これまでの拡大成長から持続的成熟への転換による質の高い都市づくりが求められています。よって、既存ストックを有効活用しながらコンパクト+ネットワークによる持続可能な都市構造を形成し、効率的に誰もが暮らしやすいまちづくりを進めています。

- 都市機能の適正な配置
- 交流人口の増加と人口の定着
- 総合的かつ効果的な交通体系の構築

方針③ 安全・安心・快適なまちづくり

秩序ある土地利用や生活基盤の整備を図り、転出抑制や移住など人口の定着につながる快適で質の高い居住環境を創出します。

南海トラフ地震をはじめとした自然災害から住民の命を守るために、これまでの教訓や課題を踏まえた様々な被災シナリオを想定し、安全・安心なまちづくりを進めています。

- 災害に対するハード・ソフト対策
- 交流人口の増加と人口の定着
- 広域幹線道路網の整備促進
- 総合的かつ効果的な交通体系の構築

(4) まちづくりの考え方と方向性

◇地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と利活用

「率戸阿南海岸国定公園」や「率戸シカパーク」をはじめとする豊かな自然環境や重要伝統的建造物群保存地区（吉良川町、上居郷中）に代表される優れた歴史・文化資源を保全するとともに、その価値を十分に發揮させた観光資源、学習の場などとして利活用を図ります。

◇地域資源を活かした圏域ブランドの確立

ヤナセスギ、ナス、エズ、キンメダイ、海洋深層水などに加え、豊かな自然の恵みを活かした新たな資源を発掘し、付加価値を高め、圏域ブランドの確立を図ります。

また、これら圏域ブランドのリゾーツ化を促進し、地域経済の活性化を図ります。

◇広域幹線道路網の整備促進

県中央部から東に最も離れた東部圏域では、広域幹線道路整備の遅れが地場産業や観光産業などの振興の制約となっていました。今後、阿南安芸自動車道と高知東部自動車道が接続し、当該圏域へのアクセスが向上すれば、産業振興だけでなく、圏域ブランドの発信、圏域内外との交流による地域の活性化など様々な道路のストック効果が期待されることから、引き続き広域幹線道路の整備に取り組みます。

また、これまで広域交通を国道55号のみに頼ってきた東部圏域では、これも広域幹線道路が供用されることにより、多要素が確保され、防災・減災及び早期復興にも大きく効果を發揮します。

◇総合的かつ効果的な交通体系の構築

広域及び地域幹線道路網や生活道路網など体系的な道路網のあり方を検討し、併せて長期木整備の都市計画道路見直しを図るとともに、コンパクト＋ネットワークの観点から、公共交通網の利便性向上及び利用促進も含めた総合的かつ効果的な交通体系の構築を図ります。

◇交流人口の増加と人口の定着

近年、情報発信や多様な受入体制の構築により高知県への移住者が増えています。そうした中で、東部圏域においても移住や転出抑制など人口の定着を目指し、秩序ある土地利用や生活基盤の整備による快適で質の高い居住環境を創出します。

◇都市機能の適正な配置

安芸市中心部を周辺地域への都市的サービス等を供給する「圏域拠点」に位置付け、多様な都市機能の集積・拡充を図ります。また、率戸市中心部及び東洋町中心部を「地域拠点」に位置付け、一定程度の都市機能の維持を図るとともに、日常生活に必要な生活関連機能の維持・集積を図ります。さらに、率戸市佐喜浜地区、奈半利町・川野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村中心部を「生活拠点」に位置づけ、圏域拠点など他地域との連携強化により都市機能を補充しつつ、日常生活に支障をきたさない程度の生活関連機能の維持を図ります。なお、都市機能の集積を図る際には、その必要性や配置の適正化を考慮しつつ、施設用途を変更するなど既存ストックの有効活用に配慮します。

◇ハード・ソフトの多重的な災害対策

東部圏域では、以前から、台風・豪雨による落石・山腹崩壊の発生で幹線道路の通行止めや河川氾濫による浸水被害が度々発生しています。また、竜巻による突風の発生で家屋に大きな被害が発生しています。さらに、今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震による甚大な被害が想定されています。こうしたことから、これら自然災害に対し、安全・安心な居住環境を確保するため、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策に努めます。

(5) 圏域の将来像

1) 拠点と連携軸の設定と役割

◇持続可能な都市づくり

【圏域拠点】

圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域の要」として、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積する区域

- ・安芸市中心部（市役所及び土佐くろしお鉄道安芸駅周辺の区域）

【地域拠点】

圏域拠点ほどの広域性はないものの、圏域拠点を補完する一定程度の都市機能を維持・集積するとともに、自立した日常生活に必要な生活関連機能を維持・集積する区域

- ・室戸市中心部（市役所周辺の区域）
- ・東洋町中心部（甲浦地区の市街地）

【生活拠点】

圏域拠点や地域拠点など、近隣の他地域との連携により都市機能を強化し、日常生活を支える生活関連機能を維持・集積する区域

- ・室戸市佐喜浜地区
- ・奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村の中心部

【自然交流ゾーン】

圏域内の各都市における広域的なレジャー・余暇需要に対応し、定住や交流の促進に寄与する区域

- ・自然公園区域
室戸阿南海岸国定公園、魚梁瀬県立自然公園、手結住吉県立自然公園

【広域連携軸】

主に県外や圏域間など広域的な連携・相互補完を担う幹線道路及び鉄道

※高速道路網のほか、地域の発展や産業の振興に寄与し、圏域内外の広域的な交通を担う道路

- ・道路網
高知東部自動車道、阿南安芸自動車道、国道 55 号
- ・公共交通網
土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線

【圈域連携軸】

主に圏域内の各都市及び拠点における都市活動や産業活動などの相互補完・機能分担を支援・連携する道路

- ・道路網（国道）
 - 国道 55 号、国道 493 号
- ・道路網（主要地方道）
 - 県道安田東洋線、県道安芸物部線、県道魚梁瀬公園線

【地域連携軸】

主に圏域内の各拠点や各都市の連携を担うバス交通等、公共交通の整備された道路

- ・道路網（一般県道など）
 - 県道船津野根線、県道大久保伊尾木線、県道佐喜浜吉良川線 など

◇都市活力の維持・向上**【産業拠点】**

圏域の持続的な発展に向けて、産業集積や新たな企業の立地・誘導を図るべき区域

- ・植野工業団地（安芸市）
- ・北大野工業団地（安田町）

【交流拠点】**<公園>**

広域的なレジャーや余暇需要に対応し、交流の促進に寄与する区域

- ・地区公園以上の都市公園
 - 室戸市：室戸中央公園（総合公園）、室戸広域公園（広域公園）
 - 安芸市：西八幡公園（総合公園）、安芸広域公園（広域公園）

<歴史・文化>

個性ある歴史・文化資産や景観を有する施設または区域であり、これら資源の保全・利活用や交通アクセスの向上を支援することで魅力ある都市づくりに結びつける区域

- ・重要伝統的建造物群保存地区
 - 吉良川町（室戸市）、土居廊中（安芸市）
- ・四国靈場八十八箇所
 - 最御崎寺（室戸市）、津照寺（室戸市）、金剛頂寺（室戸市）、神峯寺（安田町）

<その他>

地域資源を活用し、地場産業や観光の振興に寄与する施設または区域であり、広域交流による地域活力の向上を目指して都市基盤の整備を進める区域

- ・道の駅等
 - キラメッセ室戸（室戸市）、田野駅屋（田野町）、大山（安芸市）、海の駅東洋町（東洋町）
- ・エリア
 - モネの庭『マルモッタン』（北川村）
 - 内原野陶芸館、安芸観光情報センター（安芸市）
 - 室戸世界ジオパークセンター、室戸ドルフィンセンター（室戸市）
 - ※高知家・まるごと東部博でパビリオンが設置された施設を含む
白浜海水浴場、生見海岸（東洋町）

【防災拠点】

広域的な防災機能を備えた「総合防災拠点」、県内全城の広域的な医療救護活動の支援を担う「災害拠点病院」、総合防災拠点と連携した緊急物資輸送の拠点となる「防災拠点港」

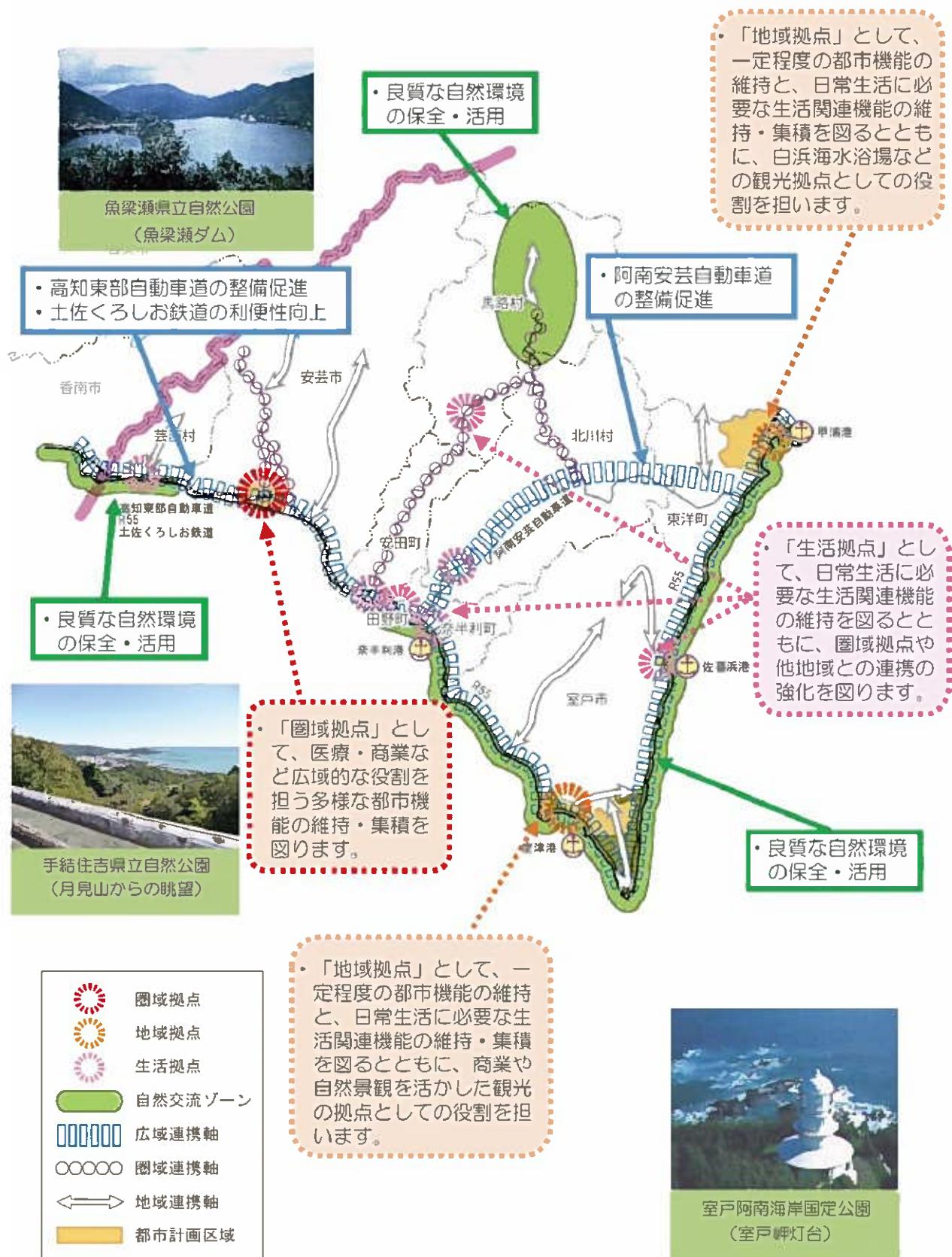
- 総合防災拠点
西八幡公園（安芸市）、室戸広域公園（室戸市）
- 災害拠点病院（高知県災害時医療救護計画）
県立あき総合病院（安芸市）
- 防災拠点港
1次防災拠点港：奈半利港
2次防災拠点港：室津港、甲浦港

【小さな拠点】

中山間地域に暮らす人々の生活やコミュニティを守る拠点

- 地域の支え合いや活性化の拠点
集落活動センター
- 小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点
あつたかふれあいセンター

2) 将来像のイメージ



3 区域区分等の方針

(1) 区域区分の有無

以下の(2)(3)(4)の検討結果より、本圏域では区域区分を定めないこととし、今後の市街地の動向等を踏まえ、都市計画法の運用による良好な都市環境の形成を図っていきます。

なお、以下の(2)(3)(4)では、東部圏域に含まれる3つの都市計画区域（東洋・室戸・安芸）のみを対象に検討しています。

(2) 市街地の拡大・縮小の可能性

周囲を山や海に囲まれた本圏域は、主に海沿いと谷間の一部の平坦地に市街地や集落が形成され、農地転用による宅地化が若干確認されますが、大きな市街地の拡大には至っていません。

人口の動向をみると、人口・世帯ともにおおむね減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予測されることから、宅地需要の大幅な増加は見込めません。

また、県及び市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、一般推計（国立社会保障・人口問題研究所）より若干高い人口の将来展望（政策目標値）が示されていますが、空き家や低・未利用地の活用など現在の市街地で収容することができる規模と考えられ、市街地の大きな拡大には至らないものと予測されます。

商業動向をみると、商品販売額・事業所数・従業員数のすべてが減少傾向にあります。

工業動向をみると、東洋都市計画区域では、製造品出荷額等・事業所数・従業員数のすべてが減少傾向にあり、室戸・安芸都市計画区域では、製造品出荷額等は微増傾向、事業所数・従業員数は減少傾向にあります。

また、第3期高知県産業振興計画で目指す拡大再生産が実現した場合においても、生産効率の向上や低・未利用地等の活用など、現在の工業地等で収容することができる規模と考えられます。

以上より、商業の見通しとしては、市街地の大きな拡大には至らないものと予測されます。

市街化圧力をみると、近年、開発許可（3,000 m²以上）及び大規模集客施設の立地はなく、新築及び農地転用はそれぞれ減少傾向にあります。また、面的整備も近年の実績はなく、今後も大規模な面的整備は予定されていません。

長期的な展望として、計画または事業化が進む高知東部自動車道及び阿南安芸自動車道の全線開通に伴う市街化の動向を注視する必要がありますが、今後10年間にわたり、これら広域幹線道路の整備に伴う人気な市街地拡大の可能性は低いと考えられます。

(3) 良好的な環境を有する市街地の形成

本圏域の市街地は一定の区域に集積しており、空き家や低・未利用地などが介在するも産業の動向は減少傾向にあることから、用途混在の進展などによる急激な居住環境悪化の可能性は低いと考えられます。

これまで、道路や下水道などの都市基盤施設が計画的に整備され、遷移と集中により新たな施設を早急に整備する必要性は低いと考えられます。今後は、既存施設の適正な維持・管理を図り、現在のまとまりのある市街地の良好な居住環境を維持していくことが重要です。

(4) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

市街地周辺の山林や農地は、地域森林計画対象民有林や農用地区域に指定されています。また、農林漁業が基幹産業であること、人口や産業の動向が減少傾向にあることなどから、開発圧力が急激に高まる可能性は低く、区域区分を行わなくとも自然環境の保全や農林漁業の振興に支障をきたす可能性も低いと考えられます。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する都市計画の方針

(1) 主要用途の配置の方針

1) 住宅地

団塊拠点のように都市機能が集積した地域では、住宅地への利便性が高まるように低・末用地を有効に活用し、良好な居住環境の形成を図り、維持していきます。その他の市街地には戸建てを中心とした住宅地を配置し、安全・快適な居住環境の形成を図ります。

なお、IC周辺などにおいて新たに市街地が整備される場合は、ゆとりある良質な居住環境を有する戸建てを中心とした専用住宅地を配置します。

2) 商業・業務地

都市機能が既に集積する安芸駅周辺には、岡城内の各都市の相互扶助を支える「岡城の要」としての役割を有する商業・業務地を配置し、広域交流を促進する多様な都市機能の充実を図ります。

宍戸市役所周辺や東洋町甲浦地区の旧国道沿道には近隣商業地を配置し、周辺居住環境への影響に配慮しつつ、一定程度の都市機能を維持するとともに、日常生活に必要な生活関連機能の維持・集積を図ります。

安芸市久世町及び本町周辺には近隣商業地を配置し、日常生活に必要な生活関連機能の維持を図ります。

国道55号など幹線道路沿道には沿道型近隣商業地を配置し、一定程度の生活関連施設や沿道サービス施設、主に観光客を対象とする商業施設の維持を図ります。

3) 工業・流通業務地

本圏域の工業地は、安芸市・安田町に工業団地がある一方で、既成市街地内にも工場が点在しています。

IC周辺等には必要に応じて工業・流通業務地を配置し、既成市街地に点在する工場の移転集約を図るとともに、新たな工場や流通業務施設の誘致による雇用の確保を図ります。

4) その他

本圏域には、吉良川町の街並や土居郷中、宍戸阿南海岸国定公園など、自然・観光資源が存在しています。

重要伝統的建造物群保存地区など歴史的町並みを有する地区では、その魅力ある歴史的町並みと調和した居住環境整備や景観形成に努めます。岡城内の他の観光資源とも連携して、地域活性化につながる交流機能の拡大に取り組みます。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要川筋別の密度構成とおおむねの区域を次のように定めます。

岡崎拠点については、商業・業務などにおいて多様な都市機能を持ち、生活関連機能を維持していく地域として、十地の中密度利用を図ります。

地域拠点および生活拠点については、地域に必要な商業・業務機能などを配置し、日常生活を支える生活関連機能を維持していく地域として、十地の中・低密度利用を図ります。

これ以外については、低密度利用を図る地域とします。

	中密度利用 を図る地域	低密度利用 を図る地域
住宅地	(岡崎拠点) ・安芸市中心部 (地域拠点) ・東洋町の中心部 ・室戸市の中心部	(生活拠点など) ・その他の市街地
商業・ 業務地	(岡崎拠点) ・安芸市矢ノ丸及び国道55号沿道 (地域拠点) ・東洋町甲浦地区の旧国道沿道 ・室戸市役所周辺	(地域拠点など) ・東洋町牛見地区の国道55号沿道 ・室戸岬周辺の国道55号沿道 ・室戸市佐喜浜地区 ・安芸市久世町及び本町周辺
工業・ 流通業務地		・植野工業団地 ・I C周辺
その他		(仮頂づくりの町並み) ・東洋町白浜地区 (重要伝統的建造物群保存地区) ・室戸市吉良川町地区【都市計画区域外】 ・安芸市上居郷中地区【都市計画区域外】

(3) 市街地の土地利用の方針

1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本圏域の既成市街地には4面未満の狭小幅員道路で構成される木造の密集市街地が多く存在し、災害時の建物倒壊やそれに伴う避難路の遮断、火災の延焼など防災上の危険性が高くなっています。こうしたことから、建て替え時の不燃化・耐震化の促進などにより、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

空き家など低・未利用地が増加する地区では、その適正な維持管理を所有者に働きかけるとともに、移住者への紹介や、交流拠点としての活用など、目指すべき市街地像や周辺土地利用と整合した有効活用方策を検討します。

計画的に整備された住宅地では、将来にわたってその良質な居住環境の維持に努めます。また、土地利用計画に沿った適切な土地利用の指導を行うために、現在の土地利用の現況などを踏まえ、将来的な土地利用の変換などを踏み、必要に応じて見直しを行います。

2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市計画区域内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活を潤す貴重な緑として保全を図ります。

また、良質な都市景観を阻害するおそれがある場合は、景観地区の指定等を検討し、保全と活用のバランスの取れた展開を推進します。

(4) その他の土地利用の方針

1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針

市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などによる無秩序な開発を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正な保全に努めます。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊や土石流危険渓流、河川氾濫、津波浸水等による災害発生の危険性が高い区域では、災害時の被害拡大を防止する観点から開発を抑制します。

また、既存の居住区域では、防災・減災対策の促進、安全な区域への居住誘導などを図ります。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

都市の自然環境を形成する山林や農地、河川、海岸などの緑地は、都市の環境、防災、治水、水源確保、景観などの観点から保全に努めるとともに、自然とふれあう森林や海岸レジャーなどの場として、緑地の活用を図ります。

また、良質な自然環境として特に保全対策が必要な緑地は、自然公園法や都市緑地法などの各種法令や条例等に基づいて検討し、適正な保全および維持を図ります。

4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

東部圏域の交通体系は、広域連携、地域連携、都市内交通、災害時の緊急輸送ルートすべての主軸を国道55号が担い、その機能性や代替性、多様性が十分とは言えないため、産業の衰退、日常生活性の低下、慢性的な渋滞の発生などの問題が生じ、災害時の被害拡大などが懸念されています。

こうしたことから、東部圏域では、広域幹線道路網の整備を促進するとともに、コンパクトな都市構造を形成し、公共交通の利便性向上や利用促進も含めた総合的かつ効果的な交通体系の構築を図ります。

2) 主要な施設の配置の方針

a) 道路

広域連携軸には阿南安芸自動車道、高知東部自動車道及び国道55号で構成され、岡城連携軸は国道493号及び主要地方道で構成されています。これらの主要道路を骨格として、その他の道路を体系的に結ぶことにより、圏域内の道路網を構成します。

また、阿南安芸自動車道及び高知東部自動車道の整備により、広域連携、地域連携、都市内交通の強化、災害時の緊急輸送ルートの代替性・多様性を確保するとともに、その他道路の機能充実、施設の長寿命化、交通安全施設の整備、バリアフリー化の整備を促進し、安全・安心で快適な暮らしを創出します。

安芸市では平成22年に「安芸市道路交通網ビジョン」を策定しており、今後は、この計画に基いて道路の整備を促進します。

また、長期未整備路線の廃止などを含めて、都市計画道路見直しガイドライン（H19.9策定）に基づく都市計画道路の見直しを図ります。

b) 公共交通

広域連携軸に設定した土佐くろしお鉄道を骨格として、阿佐海岸鉄道や路線バス、コミュニティバスなどを体系的に結ぶことにより、圏域内の公共交通網を構成します。

また、土佐くろしお鉄道の維持・充実、路線バスやコミュニティバスなどバス網の維持・充実、阿佐海岸鉄道のDMV（デュアル・モード・ビークル）の検討、施設や車両のエコパーサルデザインなどにより公共交通の利便性向上や利用促進を図ります。

c) 港湾

維持管理計画をもとにした維持修繕の適切な実施により、地域経済を下支えする海上交通の拠点機能を維持するとともに、災害時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	都市計画道路名	整備状況 (m・m)			整備 予定	最終告示		備考
			計画	供用	概成		年月日	種別	
東洋町	道路	(阿南安芸自動車道)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	阿南安芸自動車道 (本城~野根) (野根~安谷)
		(インター線)				B	都市計画決定予定	県	(仮称)インター線
室戸市	道路	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸市	道路	1.4.1号 南国安芸線	6,340			A	H23.4.13	県	阿南安芸自動車道 (南国安芸道路)
		1.6.2号 安芸中央線	5,800	-	-	A	H23.12.16	県	阿南安芸自動車道 (安芸道筋)
		3.5.2号 井ノ口線	1,100		430	B	S47.4.25	県	県道安芸物部線
		3.5.4号 本町線	1,620	350	-	B	H1.7.14	市	-
		3.5.5号 海岸線	1,700	740	-	B	H1.3.22	市	-
		3.5.6号 中央線	470	240	-	B	H27.12.28	市	-
		3.5.7号 土居線	1,220	800	-	B	H1.6.29	県	県道黒岩東浜線
		3.5.8号 安芸中央インター線	800			A	H23.12.16	県	県道安芸中央インターライン
		(阿南安芸自動車道)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	阿南安芸自動車道 (北川奈半利道路) (北川道路)

整備予定 A：現在施工中、B：10 年以内に着手予定

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

a) 下水道及び河川の整備の方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により、汚水処理の普及率拡大を目指すとともに、施設の適正な維持管理を図ります。

また、河川の治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境を形成します。

b) 整備水準の目標

公共下水道、合併処理浄化槽による汚水処理については、以下に示すとおり普及率の拡大を目指します。

■汚水処理の目標

都市	種別	現況	目標
		H27	H42
東洋町	汚水処理人口（人）	1,762	1,402
	汚水処理人口普及率（%）	65.4	75.5
室戸市	汚水処理人口（人）	4,841	5,462
	汚水処理人口普及率（%）	33.7	61.5
安芸市	汚水処理人口（人）	11,428	12,841
	汚水処理人口普及率（%）	63.1	91.4

2) 主要な施設の配置の方針

効率的な整備を推進するため、既成市街地およびその周辺に広がる新たな市街地を中心とし、公共下水道を整備し、適正な維持管理による施設の長寿命化を推進します。また、公共下水道の整備が困難な区域では、合併処理浄化槽の普及を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	備考
東洋町	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽の普及	継続
室戸市	合併処理浄化槽の普及	継続
	公共下水道	継続
安芸市	合併処理浄化槽の普及	継続
	江の川雨水対策（内水氾濫）	新規

4-3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

1) 基本方針

本圏域は、室戸岬を中心とした「室戸阿南海岸国定公園」や「魚梁瀬県立自然公園」など豊かな自然に恵まれ、平成23年9月に世界ジオパークに認定された「室戸ジオパーク」が所在し、「ヤナセスギ」「ナス」「エズ」「キンメダイ」に代表される農林漁業を基幹産業として発展してきました。

こうしたことから、これら特色ある豊かな自然環境を次代に継承し、産業振興による地域活性化、安全で快適な居住環境を確保するため、適正な緑地保全や緑地配置、緑化充実などを図るとともに、これら魅力的な自然資源を活かした開発プロトタイプを確立・発信し、人口の定着や交流人口の増加による地域の活性化を図っていきます。

2) 主要な緑地の配置及び整備の方針

a) 環境保全系統

国土保全や生物多様性の確保といった観点から、本圏域の紹介の骨格を形成する、美しく個性豊かな海岸線や市街地の後背に迫る奥深い山地、安芸川などの河川、海岸線の保全に努めます。

「室戸阿南海岸国定公園」など、その良質な自然環境の保全を目的として法により指定された区域を水續的に保全するとともに、開発などにより良質な自然環境の喪失が懸念される緑地については、自然公園法や都市緑地法など各種法や条例等に基づき、適正な保全及び維持管理を図ることを検討します。

ヒートアイランド現象などにより悪化する都市微気候や騒音・振動の緩和、基幹産業である農林業の振興などの観点から、市街地近郊に所在し、暮らしと共に存してきた里山や農地については、林業及び農業施策と連携しつつ、適正な保全や維持管理に努めます。

b) レクリエーション系統

利用者の多様なニーズに応じた機能の充実や公園区域の見直しの検討、適正な維持管理による長寿命化を促進し、利用満足度の高い公園づくりを目指します。

また、観光資源ともなる風致公園や歴史公園、親水空間、森林・海洋レジャー施設などを必要に応じて整備し、地域住民の多様な余暇需要に応えるとともに、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。なお、安芸丘陵公園については、区域の見直しに向けた検討を行います。

c) 防災系統

災害発生時に総合防災拠点となる安芸市総合運動場や室戸広域公園、指定緊急避難場所及び指定避難所となる都市公園では、防災機能や避難生活を支援する機能の充実を図ります。

災災延焼の遮断や防止の観点から、市街地（特に南集市街地）におけるオープンスペースや道路植栽などの確保を図ります。

工場周辺の居住環境を確保するため、工場敷地内外の緑化を促進します。

d) 景観構成系統

都市内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活をうるおす貴重な緑として保全を図ります。

また、真質な都市景観を阻害するおそれがある場合は、建築物の高さや意匠などの制限について検討します。

重要伝統的建造物群保存地区など特徴的な町並みを有する地区では、その町並みと一体となる自然環境を適正に保全するとともに、特徴的な町並みをより引き立たせる緑化等を促進します。

駅周辺やICなど、地域の顔となる空間では、花や緑によるおもてなし空間の創出に努めます。

3) 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）主要な緑地は以下のとおりです。

■おおむね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	名称	備考
室戸市	都市公園	5.5.1 号 室戸中央公園	継続（一部未開設：市）
安芸市	都市公園	5.5.1 号 西八幡公園	継続（一部未開設：市）

4-4 都市防災に関する都市計画の方針

本圏域は降雨量が多く、急峻な地形を有する地域では、土砂災害発生の危険性を抱えています。

さらに、南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されており、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、自然斜面や法面（のりめん）の崩壊、地盤沈下や液状化などのおそれがあります。本圏域では、南海トラフ地震による津波浸水予測において15mを超える浸水が予測されています。安芸市や宇戸市、東洋町の中心市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、甚大な被害が想定されます。

都市基盤がぜい弱な木造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、火災被害についても配慮する必要があります。

防災・減災のまちづくりの推進に向けて、東日本大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を踏まえて策定された「高知県地域防災計画」をはじめとした各市町村の「地域防災計画」や「高知県強靭化計画」などに基づき、災害を未然に防ぐための防災対策を行うとともに、被災時においても、被害を最小限に抑え、災害時の安全性を確保した減災のまちづくりを進めます。

県では、平成27年に「高知県震災復興都市計画指針」を策定し、「命を守る」対策として最優先で取り組んでいる避難路・避難場所などの津波避難空間の整備に加え、「命をつなぐ」ための応急期の新策に取り組んでいます。

1) 基本方針

都市防災については、関係機関が連携し防災対策を強化していきます。

特に南海トラフ地震に備えるために、防災・減災に向けた「事前」と、地震発生後の速やかな「応急」「復旧」「復興」の各段階に対する備えの強化と、迅速に行動するための計画・体制づくりが必要です。

そのため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するとともに、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した適正な土地利用を行います。また、避難路や避難場所の周知など誰もが安全に避難することができる体制づくりや避難計画の策定、地域の防災力の向上などのソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に防災機能の強化に取り組んでいきます。

◇総合的な対策

- ・ 災害時の物流・救助救出の要となる四国8つの半ネットワーク（高知東部自動車道・阿南安芸自動車道）のミッシングリングの早期解消に努め、災害時における緊急輸送ルートの代替性・多重性を確保します。
- ・ また橋梁、トンネル、擁壁や法面といった道路構造物を定期的に点検し、必要な場合には補修、補強を行う予防保全的な維持管理を図ります。
- ・ 樹民に、生活空間の危険性の確認、緊急時に迅速に避難ができるよう防災マップや洪水ハザードマップなどの作成、様々な情報提供を実施します。
- ・ 災害時における行政サービスや民間の企業活動の継続、早期事業活動再開に向けた事業継続計画（BCP）*策定を推進します。

- ・地域コミュニティの形成を通じた「自期」「共期」の強化の支援による防災意識の向上を図ります。
- ・さらに、災害時の避難地や防災拠点、避難路の確保・機能強化を図るため、必要な都市基盤（道路・都市公園）等の整備、風水害を予防する施設整備、耐震化や不燃化など建築物の安全確保、ライフライン等の機能確保などの対策を推進し、災害に強い圏域づくりに努めます。

◇地震・火災・津波対策

- ・地震に強い圏域づくりを行うため、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物および施設等についての耐震性の確保を行うとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより、安全性の向上を行います。
- ・木造密集住宅地における市街地開発事業の実施による密集地の解消、道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進します。
- ・南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域については、避難路等の開拓リスク低減に努めます。
- ・津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策として、被災を受ける可能性の高い地域の都市機能や住宅地を対象とした、高台移転及び現地での高層化・耐震化などの検討を進めます。
- ・海岸堤防、河川堤防の耐震化を推進します。
- ・被災後の市街地の応急活動・復旧・復興に向けた事前検討と体制づくりを推進します。
- ・高台のない沿岸部には、津波避難タワーなどの配置で適切な避難場所を確保し、住民が効果的に避難できるよう防災意識の向上に努めます。また海岸や河川の保全施設等の整備を行い津波被害の軽減に努めます。
- ・災害時に国や他県からの広域的な応援を速やかに、かつ、円滑に受け入れるために、防災拠点や輸送拠点、緊急輸送道路の整備や耐震化など、広域受援対策を推進します。

◇土砂災害対策

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害特別警戒区域など、かけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、必要な対策事業の実施を推進します。
- ・土砂災害防止対策工事も引き続き行なっていきますが、土砂災害警戒避難体制の整備などソフト対策も進めています。

◇浸水被害対策

- ・都市計画区域の溢水や漏水など、水害の危険のある土地の区域については開発を抑制します。また、河川や下水道の整備を進め、水害を防止します。

◇地域防災力

- ・自主防災組織の組織率は圏域構成市町村でおおむね100%となっています。今後は、市町村内の一定の地区的居住者および事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度（災害対策基本法：平成26年4月）の導入を検討するとともに、ハザードマップなど防災情報の周知徹底、避難訓練の継続実施などの取り組みにより、住民からの防災意識を醸成し、地域防災力の向上に努めます。

4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針

あらゆる人が利用しやすいように配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。

◇主な対策

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進します。
- ・高齢者や障害のある人等が快適な生活ができるよう、住宅のバリアフリー化など居住環境の整備を推進します。
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進します。

4-6 都市景観に関する都市計画の方針

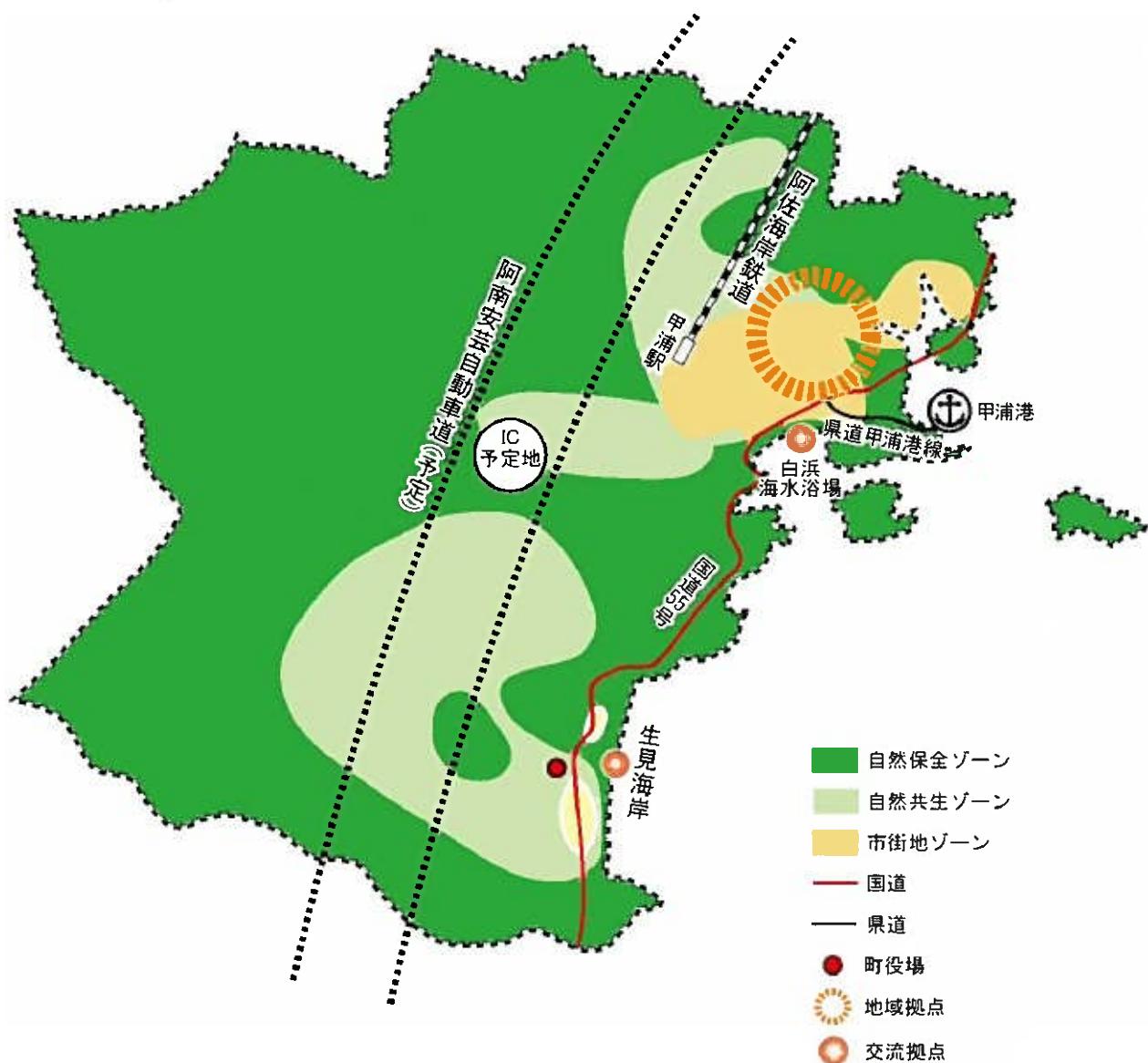
本圏域は、宍戸岬を中心とした「宍戸岬南海岸国定公園」や「魚梁瀬県立自然公園」など豊かな自然に恵まれています。国土保全や生物多様性の確保といった観点から、本圏域の縦の骨格を形成する、美しく個性豊かな海岸線や市街地の後背に迫る奥深い山地、安芸川などの河川、海岸線の保全に努めます。

重要伝統的建造物群保存地区など歴史的町並みを有する地区では、その魅力ある歴史的町並みを観光資源として活かした地域活性化、歴史的町並みと調和した居住環境整備や景観形成に努めます。

また、市町村の景観行政團体^④への移行・普及に努め、景観計画^⑤等の策定を促進し、都市景観の向上を図ります。

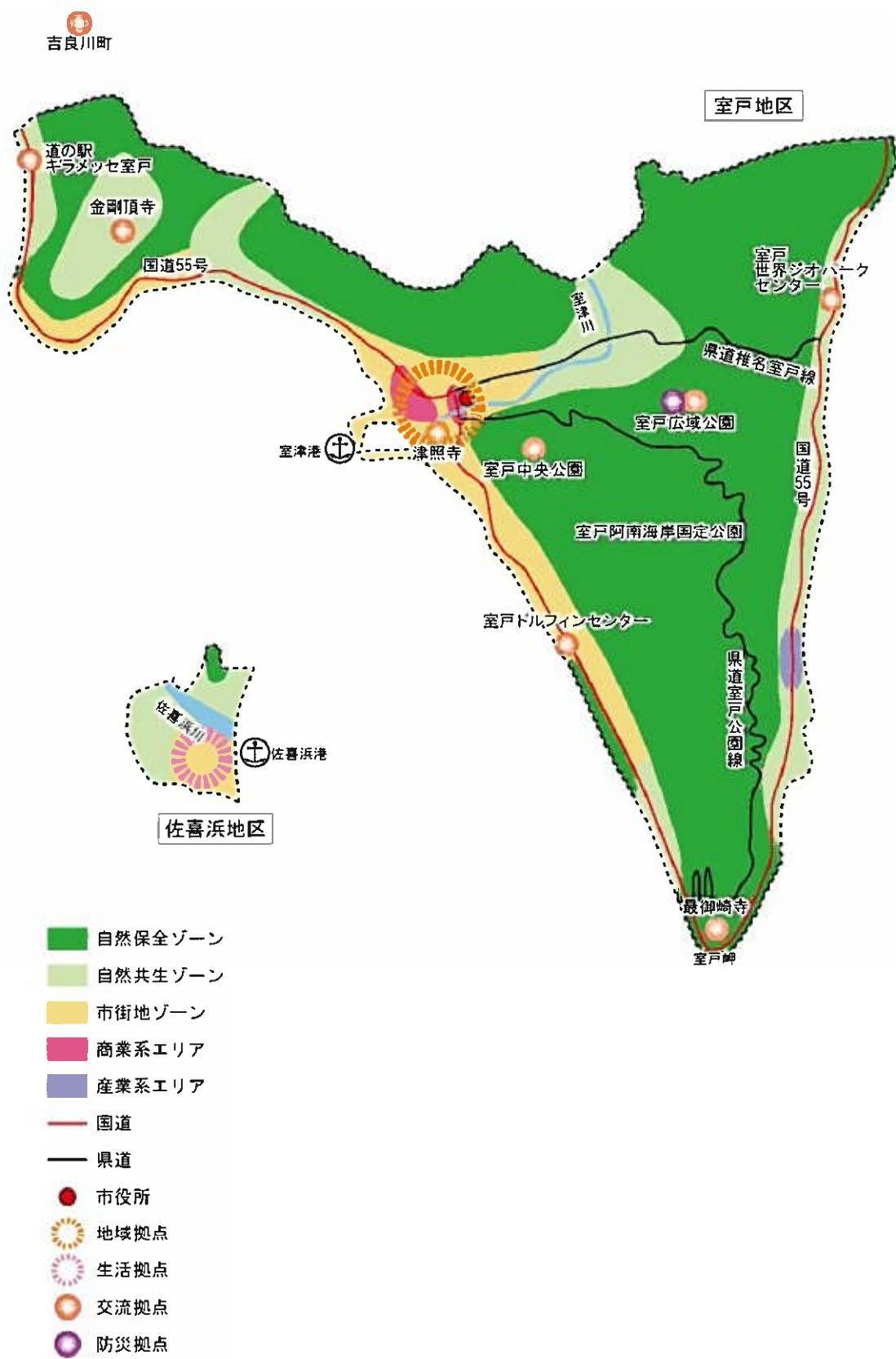
4-7 まちづくりの方針図

■ 東洋都市計画区域

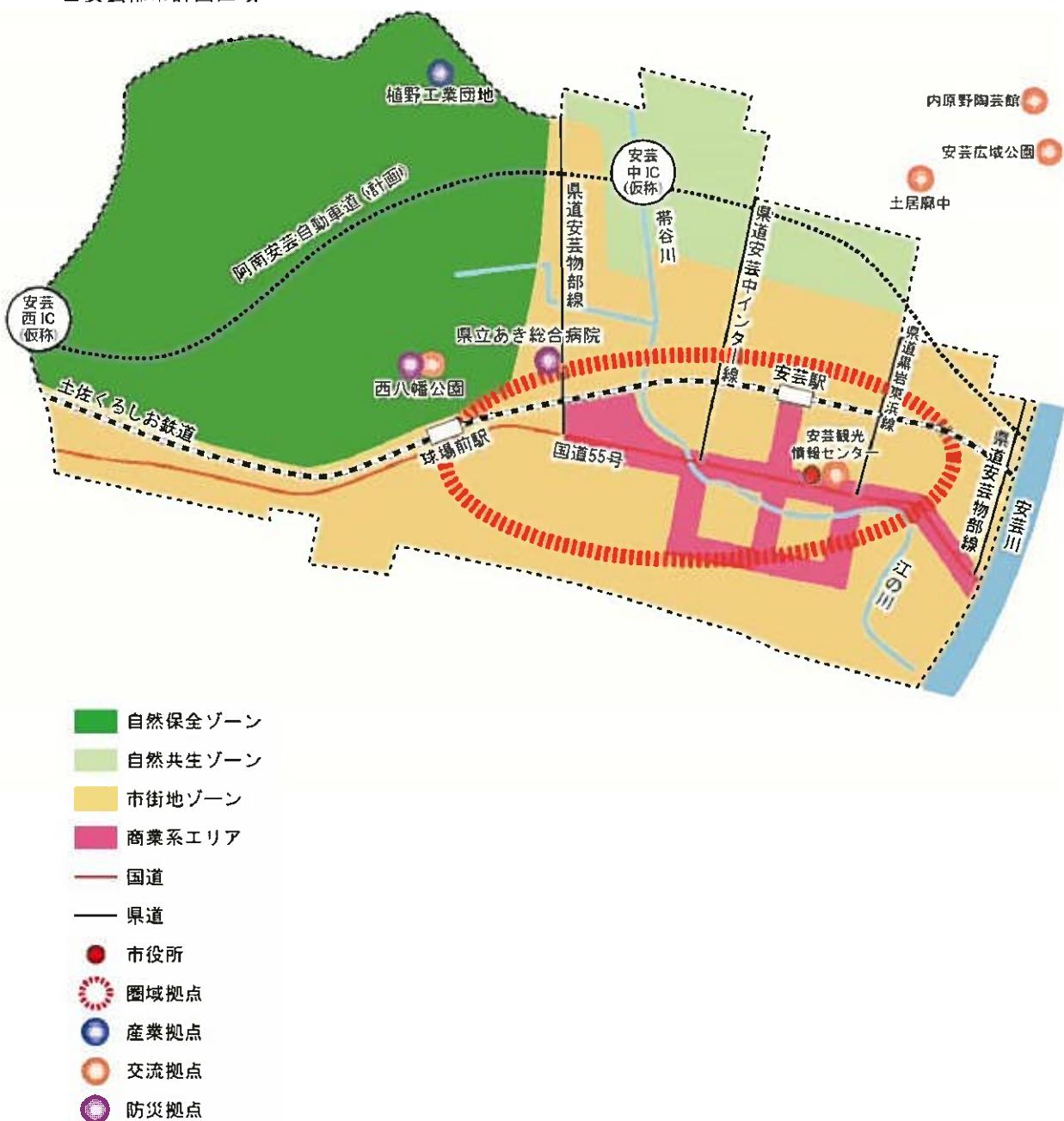


東部圏域都市計画区域マスター・プラン

■室戸都市計画区域



■ 安芸都市計画区域



5 協働のまちづくりについて

行政の情報を住民が知り、また住民の意見をまちづくりに反映させ、住民に身近でより質の高いまちづくりを展開するため、「住民」と「行政」がまちづくりを計画の駆けめぐらから共に検討していくような仕組みづくりを推進するとともに、住民と行政、民間の事業者などの専門家、さらにそれを横につなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

a) 自分たちのまちを知る

住民主体のまちづくりを進めると、自分たちのまちのよいところや、悪いところなどを知ることが大切です。

【主な対策】

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）
- ・ワークショップの開催（意見の集約）、まちづくりについての意見交換

b) まちづくりを学ぶ

まちづくりについての住民意識は徐々に高まりつつありますが、一方では、まちづくりへの参加者は一部の人間に限られている、といったことも見受けられます。

「まちづくりはひとつづくり」という観点から、都市計画やまちづくりについて積極的に情報提供し、まちづくりに関わる人材の育成を図ります。

【主な対策】

- ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

c) まちづくり組織と連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援していきます。

【主な対策】

- ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

d) まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりの実現を図ります。

【主な対策】

- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントの実施
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成
- ・行政も地域に積極的に入りていき、住民とのコミュニケーションをつくる
- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する

参考資料

用語解説集

■都市計画区域マスター プラン (P1)

都市計画区域マスター プランとは、都市計画法に定められた「都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市施設の決定の方針を定めることになります。

■都市計画区域 (P1)

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいいます。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことです。

■幹線道路 (P1)

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路のことです。

■都市施設 (P2)

良好な都市環境を保持するための施設の総称です。

- ・道路、駐車場、駅などの交通施設
 - ・公園、緑地などの公共空地
 - ・水道、下水道、ごみ焼却炉などの供給・処理施設
 - ・河川、水路など
 - ・学校・図書館などの教育文化施設
 - ・病院・保健所など
 - ・市場・と畜場・火葬場
 - ・住宅団地
 - ・官公庁施設
 - ・流通業務団地
- 等

■市街地開発事業 (P2)

都市内で低層の木造住宅が密集するなど、健全な土地利用が行われていない場合、耐火による建物の中高層化や、公園などの公共施設を含んだ整備を行い、良好な市街地を形成する事業のこととします。

■高齢化 (P2)

高齢化社会とは、総人口に対する65歳以上の人口の割合（以下、「高齢化率」といいます。）が、7%以上14%未満である社会をいいます。また、高齢化率が14%以上21%未満の場合を「高齢社会」、高齢化率が21%以上を超える場合は「超高齢社会」と呼ばれています。

■区域区分（線引き）(P2)

計画的に市街化を進めるために都市計画区域について、市街化を進める区域(市街化区域)と、市街化を抑制する区域(市街化調整区域)のふたつに土地利用を区分します。この区分のことを区域区分といいます。一般には「線引き」ともいいます。

■用途地域 (P6)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称です。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められています。

■ジオパーク (P9)

ジオパークは地図活動の遺産を中心見所とする自然の中の公園です。ジオパークは、エネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されています。日本国内の世界ジオパークは、室戸（高知県）を含む8地域が認定されています。また、日本ジオパークは、世界ジオパークネットワークとは別に、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークで、現在31地域が認定されています。（2016年2月29日現在）

■公園の種類(P14)

公園は、法律上いろいろな種類のものに分けられます。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、さらにいくつかに分類されています。街区公園や、近隣公園もそのうちのひとつです。

・街区公園

もっぱら周辺に居住する者のためにつくられる公園です。大体250m圏内での利用を想定していますので、散歩や、子供達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえます。以前は児童公園という呼び名でしたが、平成12年より名称が変更されました。

・近隣公園

街区公園よりも、もう少し規模が大きく、大体500m圏内での利用者を想定した公園です。

・地区公園

近隣区域よりももう少し規模が大きく、大体1km圏内での利用者を想定したもので、公園面積は4ヘクタールを日安としています。1km圏内は、おおよそ小学校区の4校区分に相当します。

・総合公園

都市住民全体の休息、観賞、散歩などを目的とした公園で、公園面積は、10～50ヘクタールを日安としています。

・特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園です。

■都市運営コスト (P17)

公共施設（道路・下水道などのインフラ）に係わる維持管理費、更新費、新規整備などの費用

や、ゴミ処理、学校・保健所、警察・消防などの行政サービスに係る費用などの都市を運営していくために必要となるコストをいいます。

■ 中心市街地 (P17)

都市の中心部にあって、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいいます。しかしながら、これまで果たしてきた役割も中心部での人口の減少、郊外部への商業機能の移転などの問題を抱えています。

■ 低・未利用地 (P19)

「低・未利用地」とは、市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいいます。低・未利用地は、地域の活性化や地域のまちづくりのため、その有効活用のあり方が求められています。

■ 都市計画道路 (P19)

都市計画において定められる都市施設の一種のことで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊道路の4種類があります。

■ ユニバーサルデザイン (Universal Design) (P20)

従来バリアフリーという言葉が知られていましたが、バリアフリーが、特定の人のための対策であつたのに対し、ユニバーサルデザインは、すべての人が同じ条件で利用できるように計画することを意味しています。

例えば、建物の段差に対して、「障害のある人のために」部分的にスロープをつける（バリアフリー）と、そのスロープは障害のある人だけが使うことになってしまふ可能性があります。最初から全体をスロープ構造としておけばすべての人たちが使う（ユニバーサルデザイン）ことになり、分けへだてなく誰でも施設利用できる環境が整うことになります。

■ 公共下水道 (P25)

主として市街地における家庭や工場からの排水を処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備や管理をします。

■ 人口と産業の見通し (将来フレーム) (P28)

都市を計画し、実現するには長い期間が必要です。当初の計画の段階で、実現時点での都市の様子を想定し、これをもとに計画を策定していく必要があります。このとき、設定する将来のことと目標年次といい、このとき想定する都市の規模のことを将来フレームといいます。人口であれば人口フレーム、産業であれば産業フレームといいます。

■ 多自然川づくり (P43)

河川全体の自然の営みを復野に入れながら、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来行している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことをいいます。

■地域防災計画（P46）

災害対策基本法に基づき、自治体において策定される計画で、行政が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

■事業継続計画（B C P）（P46）

大規模な災害・事故・システム障害が発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画をいいます。事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や要員確保などの対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手への影響を最小限にとどめることができます。

■バリアフリー（P48）

高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のことをいいます。

■景観行政団体（P48）

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）とは、景観法により定義される景観行政を行う行政機構をいいます。都道府県のほか、政令指定都市、中核市が基本的にその役割を負うことになります。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となります。

■景観計画（P48）

景観法に基づいた項目に該当する区域（「景観計画区域」といいます。）において、景観行政団体が定める景観計画をいいます。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることになります。

■N P O (Non-Profit Organization)（P52）

N P Oとは「特定非営利活動促進法」により與付けられた民間非営利組織で、収益事業を行いながらその収益を社会的活動に活かしていくもので保健福祉や文化振興、まちづくりや災害救助などの広い分野で活動を行います。

平成 29 年 3 月
高知県 土木部 都市計画課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL:088-823-9846 FAX:088-823-9349

E-mail: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>